



神奈川県

保健福祉局障害福祉課

資料2
改定素案（案）

神奈川県障がい福祉計画

（ 第5期 平成30年度～平成32年度 ）

平成30年3月

白紙

目 次

1	基本的理念等	1
(1)	法令の根拠	1
(2)	趣旨及び経過	1
(3)	目的	2
(4)	基本理念と基本方針	2
(5)	津久井やまゆり園の再生	8
2	津久井やまゆり園の再生を踏まえた取組み	11
(1)	利用者の意思決定支援	11
(2)	利用者が安心して安全に生活できる場の確保	11
(3)	障がい者の地域生活移行	12
(4)	津久井やまゆり園再生に向けた取組みの進捗について助言を行う組織	12
3	平成 32 年度の成果目標の設定	13
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	13
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	19
(3)	地域生活支援拠点等の整備	23
(4)	福祉施設の利用者の一般就労への移行等	25
(5)	障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	29
4	指定障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域の設定	31
5	各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	32
(1)	各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み	32
(2)	各年度における指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の種類ごとの必要な量の見込み	42
(3)	指定障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策	51
6	各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	57
(1)	指定障害者支援施設	57
(2)	指定障害児入所施設等	57

7	指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上等のために講ずる措置	59
	(1) サービス提供に係る人材の確保・育成	59
	(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査	59
	(3) 障がい者等の権利擁護の推進	59
	(4) 障がい者等に対する虐待の防止	60
	(5) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	60
8	県の地域生活支援事業の実施に関する事項	61
	(1) 県が実施する地域生活支援事業に関する考え方	61
	(2) 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み	62
	(3) 各事業の見込量の確保のための方策	74
9	障がい福祉計画の期間及び見直しの時期	78
	(1) 障がい福祉計画の期間	78
	(2) 見直しの時期	78
10	障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価	78
	障害保健福祉圏域ごとの計画の目標値等	79
	参考 身体障害者手帳交付者、知的障害児者把握数、精神保健福祉手帳交付者数等	92
	神奈川県障害福祉計画の改定に関する主な経過	93

1 基本的理念等

(1) 法令の根拠

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」といいます。）第 89 条第 1 項の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 22 第 1 項の規定に基づく障害児福祉計画を一体として策定するものです。

〔障害者総合支援法第 89 条第 1 項〕

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

〔児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項〕

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 趣旨及び経過

県が障がい福祉計画を策定する趣旨は、各市町村を通ずる広域的な見地から、平成 32 年度の成果目標を設定し、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」といいます。）の地域生活を支える障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制を計画的に確保することにあります。

県では、これまで平成 18 年度から平成 29 年度までを計画期間とする第 1 期～第 4 期障がい福祉計画を策定し、市町村と連携して、その推進を図ってきました。

このたび、第 5 期障がい福祉計画改定において示された、国の基本指針に即しつつ、本県のこれまでの計画の実施状況や課題などを踏まえた計画の改定を行い、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年を計画期間とする第 5 期障がい福祉計画を策定します。

〔国の基本指針〕

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 116 号）

(3) 目的

この計画は、平成 26 年 3 月に障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき策定した「かながわ障害者計画」の理念や考え方を、障害者総合支援法に基づくサービス実施計画として具体化することにより、誰もが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(4) 基本理念と基本方針

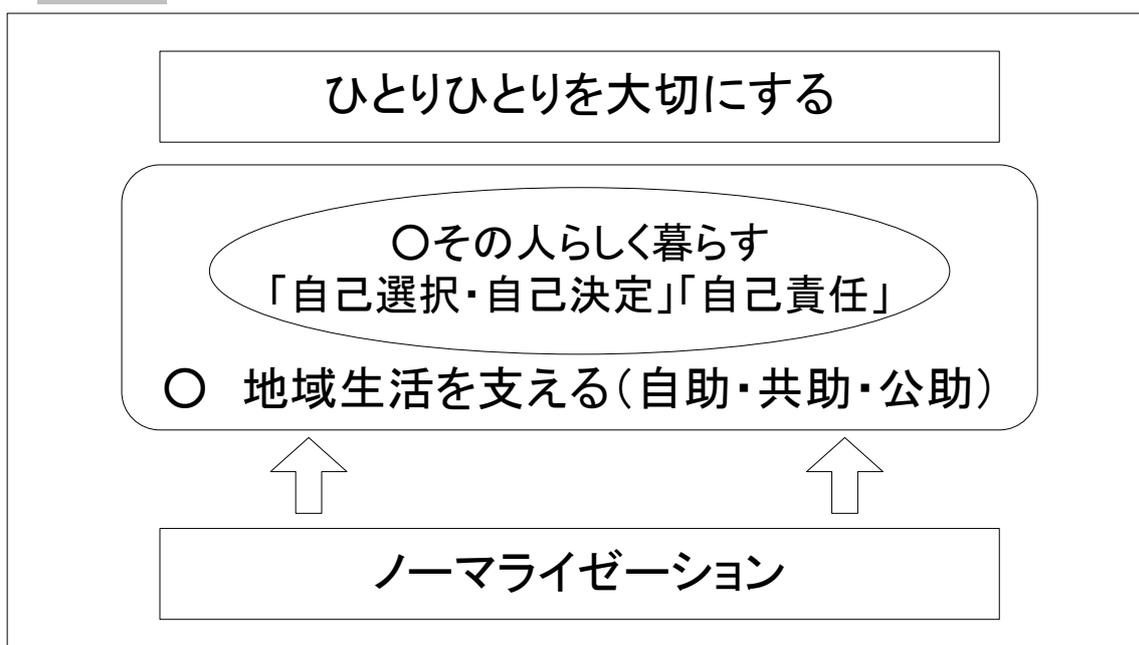
基本理念 ～「ひとりひとりを大切にする」～

「かながわ障害者計画」における基本理念である「ひとりひとりを大切にする」ことを基本理念とします。

「ひとりひとりを大切にする」ということは、障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるよう条件を整え、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした「ノーマライゼーション」の思想を根底に、自分の生活や生き方を「自己選択・自己決定」し、「その人らしく暮らす」ことを意味します。

障がい者を取りまく側からみれば、自助・共助・公助による支援により、その人の地域生活を支えることを意味します。

その理念に基づき、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加などが包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築し、障がい者が自ら能力を最大限発揮できるよう、障がい者の自立及び社会参加、地域社会における生活を支援していきます。



基本方針

「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す

県は、障がい者の自立を「障がい者が、自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ってゆくこと」と考えています。

この考え方を踏まえ、乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を実現することを大切に、一生涯を通じて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針とします。

なお、平成 28 年 7 月 26 日、県立障害者支援施設である「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件を受け、改めて、「ともに生きる社会かながわ」を目指すために、平成 28 年 10 月 14 日に「ともに生きる社会かながわ憲章（以下「かながわ憲章」といいます。）」を策定しました。

津久井やまゆり園事件 この悲しみを力に、 ともに生きる社会を実現します

平成28年7月26日、障害者支援施設である
県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。
このような事件が二度と繰り返されないよう、
私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、
ともに生きる社会の実現をめざし、
ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。



翔子


ともに生きる社会 かながわ憲章

- 私たちは、あたたかい心をもって、
すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく
暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げる
あらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、
県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県

題字「ともに生きる」
ダウン症の女流書家 金澤翔子

本県の取り組みや金澤翔子さんの席上揮毫の動画などは、

こちらから [「ともに生きる社会かながわ」検索](#)

この憲章は神奈川県と神奈川県議会が共同して策定したものです。

問い合わせ先 神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課 電話 045-210-4703 FAX 045-201-2051



神奈川県

KANAGAWA

基本的な視点

県は、次の基本的な視点に立って障がい福祉計画を策定します。

ア 地域生活に向けて

(ア) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」といいます。）」に掲げられている障がい者等の自己決定を尊重するため、どんなに重い障害があってもすべての人の意思決定を支援し、また、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくため、障がい者等が必要とする障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めていきます。

(イ) 地域生活支援の取組み

「施設・病院から地域へ」という理念のもとに、県は、市町村が行う訪問系サービスや日中活動系サービス、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実や、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等に対し支援するとともに、広域的・専門的な観点から人材養成を行い、地域生活を支援していきます。

こうした地域生活支援の取組みについては、さらに障がい者等やその人をとりまく人々の意見を反映しながら発展させていきます。

(ウ) 施設機能について

施設については、重度・重複障がい者などにとっての「住まいの場」としての機能に加え、入所者の地域での自立生活に向けた訓練や、グループホームへの入居支援、アパート等で生活するためのコーディネートなど施設から地域生活への移行を推進するための機能や、レスパイト（休息）をはじめ、地域住民に対する障がい者理解を促進するための事業の実施などの地域社会へのサービス提供機能、施設利用者のためだけにとどまらない機能が求められています。

そこで、これらの施設は、広く地域で生活する障がい者等を支援するための機能を加え、医療的ケアを要する方などそれぞれの障がい者等のニーズに対応した多様性、ノウハウや専門人材を活用した専門性、地域福祉の拠点としての地域性、利用者から選択されることによりさらに高い水準のサービスを目指していく競争性に着目した施設機能の発展を図っていくことが重要です。

また、障がい者等の地域生活への移行をより一層進めるためには、地域生

活の重要な役割を担っているグループホームの新たな設置が必要です。

イ 地域生活を支えるサービスの充実

(ア) ライフステージに沿った支援の促進

障がい者の自立と社会参加を促進するため、ライフステージに沿った様々な生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備に取り組みます。

(イ) 障がい児支援体制の構築

障がい児支援に当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については県を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、適切な支援等を通じて引き続き障がい児等が必要な支援を受けることができるよう、地域支援体制の構築を図っていきます。

(ウ) 医療的ケアを要する方を支える仕組みの構築

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」といいます。）及び同様の状態にある障がい者（以下「医療的ケア児等」と総称します。）が、その心身の状態に応じた適切な保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

(エ) 発達障がいや高次脳機能障がいなどへの対応

従来、「制度のはざま」の障がいといわれ、実際に日常生活の困難に直面しながら、福祉サービスを利用しにくかった発達障がいや高次脳機能障がいなどの障がいについては、一人ひとりの「生きにくさ・暮らしにくさ」に着目して、必要な支援を行っていきます。

ウ 障がい特性等に配慮した支援

障がい者等がどの障がい種別に該当するかではなく、性別、年齢、障がいの状態（障害者総合支援法が定める難病等を含む。）、生活の実態等に応じた障がい者等の個別的な支援の必要性を踏まえて、その人が日常生活で直面している

「生きにくさ・暮らしにくさ」という点から、必要な人に必要なサービスが行き届くよう取組みを進めていきます。

エ 障がい保健福祉圏域レベルでの支援

障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）により、障害福祉サービスの実施主体が市町村に一元化されましたが、市町村、県、国がそれぞれの役割を分担するだけでなく、障がい者等の地域生活を支えるため、市町村と県との重層的な支援体制を構築することが重要です。

県では、第1期障がい福祉計画における本県独自の取組みとして、市町村の地域自立支援協議会と県全体の自立支援協議会に加え、複数の市町村にまたがる5つの障がい保健福祉圏域に圏域自立支援協議会を設置しました。

第5期障がい福祉計画においても、各障がい保健福祉圏域における相談支援などのネットワークの充実を図り、障がい保健福祉圏域レベルでの支援を強化していきます。

〔障がい保健福祉圏域〕

神奈川県では、障がい保健福祉圏域として、次ページのとおり、保健・医療・福祉における広域的な連携を図る観点から、二次保健医療圏を基本として、8つの圏域を設定しています。

なお、川崎市については、二次保健医療圏は複数の区域に分かれていますが、障がい保健福祉圏域については、市の区域全体を一つの圏域としています。

〔障害福祉サービス〕

障害者総合支援法第5条第1項では、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助、自立生活援助をいいます。

オ 障がいを理由とする差別の解消等の推進

平成26年、我が国は障害者権利条約を批准しました。締結に先立ち、国内法令の整備が進められ、平成23年には障害者基本法の改正、平成24年には障害者総合支援法の制定、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定されました。

障害者差別解消法は平成28年4月に施行され、県では法の趣旨・目的等に関する効果的な広報啓発活動等に取り組んできましたが、県民・民間事業者

への障害者差別解消法や障がい者の理解は、まだ進んでいません。

そこで、障がい当事者、ご家族、障害福祉サービス事業者、医療関係者、民間事業者等に参画いただき、県が平成 28 年度に設置した「神奈川県障害者差別解消支援地域協議会」の意見を聴きながら、県民等への障害者差別解消法の周知等の取組みを、引き続き実施していきます。

カ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念普及

県では、「かながわ障害者計画」に基づいて、「ともに生きる社会」の実現を目指して取組みを進めてきました。

そうした中、平成 28 年 7 月 26 日、県立障害者支援施設である「津久井やまゆり園」において大変痛ましい事件が発生したことを受け、平成 28 年 10 月 14 日にかながわ憲章を策定しました。

かながわ憲章では、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にすること、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現すること、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除すること、かながわ憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組むことを定めています。

このかながわ憲章の理念を普及するとともに、「ともに生きる社会」の理念の実現に向け取組みを一層進めていきます。

(5) 津久井やまゆり園の再生

津久井やまゆり園の再生については、平成 29 年 8 月 17 日に、神奈川県障害者施策審議会において、「意思決定支援」、「安心して安全に生活できる場の確保」、「地域生活移行の促進」を柱とする検討結果報告書が承認され、県は、この内容を尊重し、同年 10 月 14 日に「津久井やまゆり園再生基本構想」を取りまとめました。

「津久井やまゆり園再生基本構想」では、障害福祉施策においては、一人ひとりが大切にされ、どこで誰と生活するかを選択の機会が確保されていること、そして、本人の選択の結果を尊重し、可能な限り身近な場所で、日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けられることが重要であるとしました。

そして、津久井やまゆり園利用者の今後の生活の場についても、利用者の選択の幅を広げ、かつ、その意思を可能な限り反映できるよう複数の選択肢を用意し、入所施設においても、また、地域での居住の場においても、一人ひとりがその人らしく暮らすことができる環境を提供することが必要であるとしまし

た。

そこで、津久井やまゆり園の再生では次のような取組みを進めます。

ア 利用者の意思決定支援

今後の生活の場の選択については、津久井やまゆり園利用者一人ひとりの意思を尊重すべきであり、その実現に向け、丁寧に、かつ、適切な手続きにより、利用者の意思決定支援に取り組みます。

イ 利用者が安心して安全に生活できる場の確保

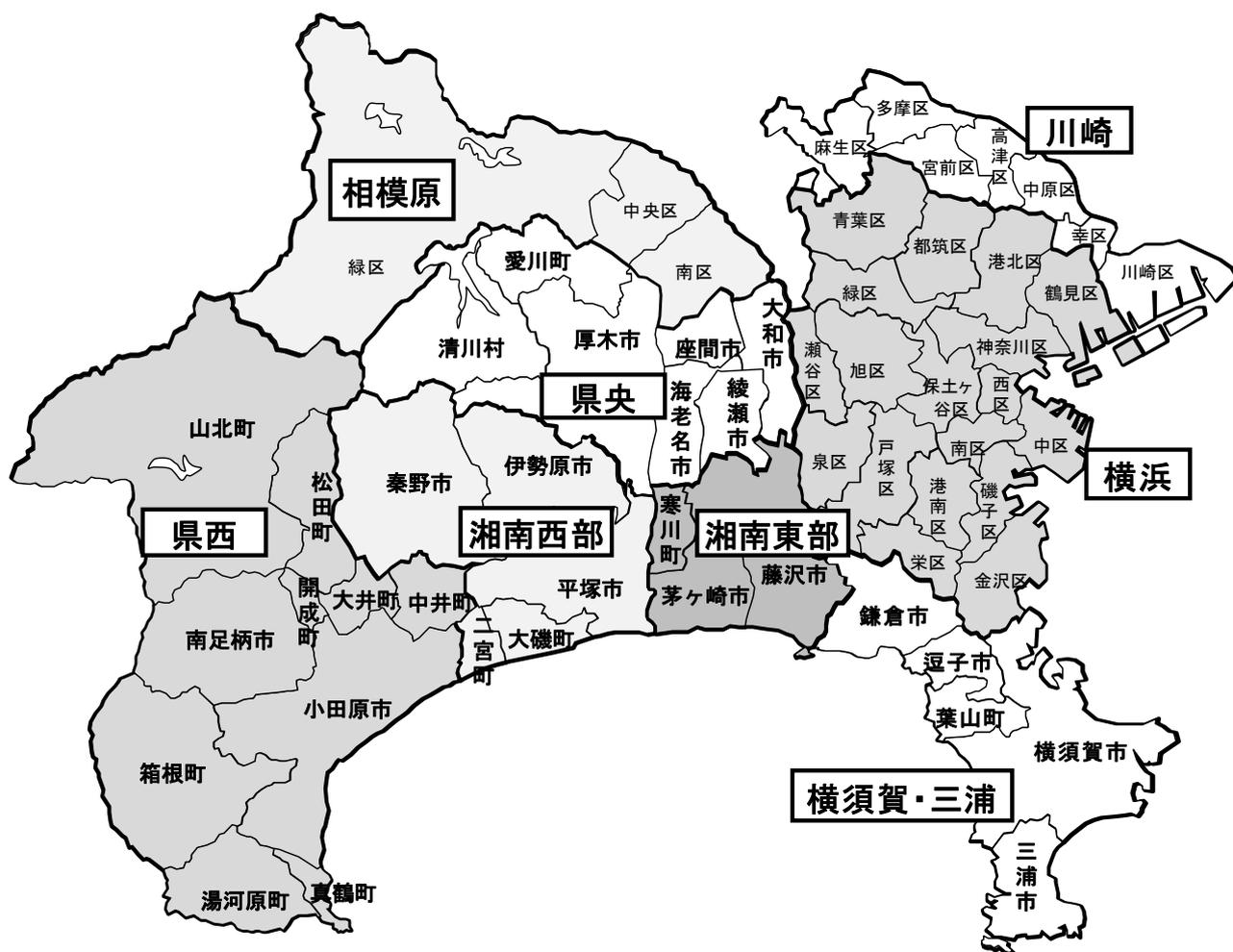
入所施設については、医療的ケアや強度行動障害へのケアなど専門性の高い入所支援機能に加え、短期入所や相談支援など、専門的支援力を活かして地域生活を支える拠点機能も充実強化を図ります。

ウ 利用者の地域生活移行の促進

意思決定支援を進める中で、地域生活移行の希望が示された場合は、安心して地域生活を送ることができるよう、専門的支援の継続的な提供やグループホームの整備の促進などの支援に取り組みます。

また、このような津久井やまゆり園の再生に向けた取組みを、県全体に広げていきます。

神奈川県の障がい保健福祉圏域（平成29年4月1日現在）



圏 域	市 町 村
横 浜	横浜市
川 崎	川崎市
相 模 原	相模原市
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘 南 東 部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘 南 西 部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県 央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県 西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

2 津久井やまゆり園の再生を踏まえた取組み

県は、これまで、「ノーマライゼーション」の思想を根底に、障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるよう条件を整え、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指し、取組みを進めてきました。

津久井やまゆり園の再生に当たっては、「津久井やまゆり園再生基本構想」に基づき、利用者の意思決定支援、安心して安全に生活できる暮らしの場の確保、利用者の地域生活移行の促進を進めていきます。

この、「ノーマライゼーション」に基づく津久井やまゆり園の取組みを、園の利用者だけでなく県内の施設入所者全体に広げ、重度の障がい者を含め誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指していきます。

(1) 利用者の意思決定支援

- 障害者権利条約では障がい者等の自己決定を尊重することが掲げられています。また、障害者総合支援法でも、障害者等が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」されることが規定され、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等は、障害者等の意思決定の支援に努めることが求められており、厚生労働省は平成 29 年 3 月に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）を作成しています。
- 津久井やまゆり園利用者の今後の生活の場の選択に当たっては、ガイドラインに基づく全国初の取組みとして、丁寧、かつ、適切な手続きにより、意思決定支援に取り組んでいきます。
- この、津久井やまゆり園での取組みを踏まえつつ、県全体においても、障がい者一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、ガイドラインに基づく意思決定支援や相談支援体制の充実に取り組めます。
- また、意思決定支援を進めていくためには、ご家族や施設職員など障がい者を支える方々の理解が必要となるため、意思決定支援の意義や内容について説明する機会を設けるなど、積極的な啓発活動を行います。

(2) 利用者が安心して安全に生活できる場の確保

- 津久井やまゆり園の再生に当たっては、すべての利用者が安心して安全に生活できる入所施設の居室数を確保することを前提とし、その上で、利用者本人の選択の幅を広げ、その意思を可能な限り反映できるよう複数の選択肢

を用意します。

- 県は、障がい者の地域生活への移行を進めていきますが、医療的ケアや強度行動障害など、専門性の高い入所支援機能を必要とする方への支援も必要です。
- また、県立の入所施設には、地域で暮らす重度障がい者が緊急時に入所できる短期入所や相談支援など専門的支援力を活かして地域生活を支える機能が重要となります。
- こうした機能を有する施設は、できるだけ障がい者の身近な地域に複数箇所整備することが必要です。そこで、県所管域における新たな拠点施設の整備について検討を進めます。
- また、「津久井やまゆり園再生基本構想」を踏まえ、他の県立入所施設のあり方について、施設規模及び居住単位の小規模化を基本に検討します。

(3) 障がい者の地域生活移行

- 県内では地域生活移行が比較的しやすい中軽度の方の移行は一定程度進んでいるものの、重度の方の移行は、中軽度の方ほど進んでいません。
- 重度障がい者を含めた障がい者の地域生活移行を進めるために、重度の障がい者を受け入れ可能な施設を増やすことや、重度障がい者に対応できる人材を養成することが必要です。
- そのため、重度障がい者も受け入れが可能なグループホームの施設整備や運営に対する支援、重度の障がい者にも対応できる人材養成、強度行動障害のある方の支援者養成研修、重度の障がい者を受け入れているグループホームに対して指導・助言を行う仕組みづくりにも取り組みます。
- 地域生活移行に対する利用者やご家族の不安を解消し、理解が深まるよう、グループホームの体験利用の促進などにも取り組みます。

(4) 津久井やまゆり園再生に向けた取組みの進捗について助言を行う組織

津久井やまゆり園の再生に向けた取組みや進捗等について助言を行う組織として、神奈川県障害者施策審議会を活用します。

3 平成 32 年度の成果目標の設定

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成 32 年度を目標年度として、県内の全市町村を通ずる広域的な見地から、各市町村の障がい福祉計画の数値の集計と整合を図りつつ、次のとおり成果目標を設定します。なお、成果目標の対象は、政令指定都市（以下「政令市」といいます。）及び中核市を含む県全体です。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」といいます。）について、自立訓練事業や地域移行支援・地域定着支援などを活用したグループホーム、一般住宅等への移行を推進することとし、平成 32 年度末までに地域生活に移行する人の成果目標を次のとおり設定します。

【成果目標】

平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の施設入所者数 4,898 人のうち 473 人（10%）が地域生活へ移行することを目指します。

一方、今後、新たに施設に入所する人のニーズを勘案し、平成 32 年度末の施設入所者数としては、平成 28 年度末に対し 117 人（2%）の減少を見込みます。

項目	数 値	備 考
平成 28 年度末の施設入所者数（A）	4,898 人	
【目標値】 地域生活移行者数	473 人 (10%)	
平成 32 年度末の施設入所者数（B）	4,781 人	平成 32 年度末までの地域生活移行者数の見込み及び新たな施設入所者数等を勘案した全市町村の見込み人数の合計。
【目標値】 入所者減少見込	117 人 (2%)	差引減少見込数 (A - B)

※ 障がい者の入所施設のうち、一般に長期入所が常態化している利用者が少ない旧身体障害者更生施設や旧精神障害者生活訓練施設は、原則として除外することとされています。（出典：平成 23 年 6 月 30 日障害保健福祉関係主管課長会議資料）

【考え方】

- 国の基本指針では、平成 32 年度末において、障がい福祉計画の基準となった平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することとともに、平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて成果目標を設定することが望ましいとされています。
- また、施設入所者数の設定に当たっては、改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」といいます。）に入所していた者（18 歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している人（以下「継続入所者」といいます。）の数を除いて設定することとされています。

〔整備法〕

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」

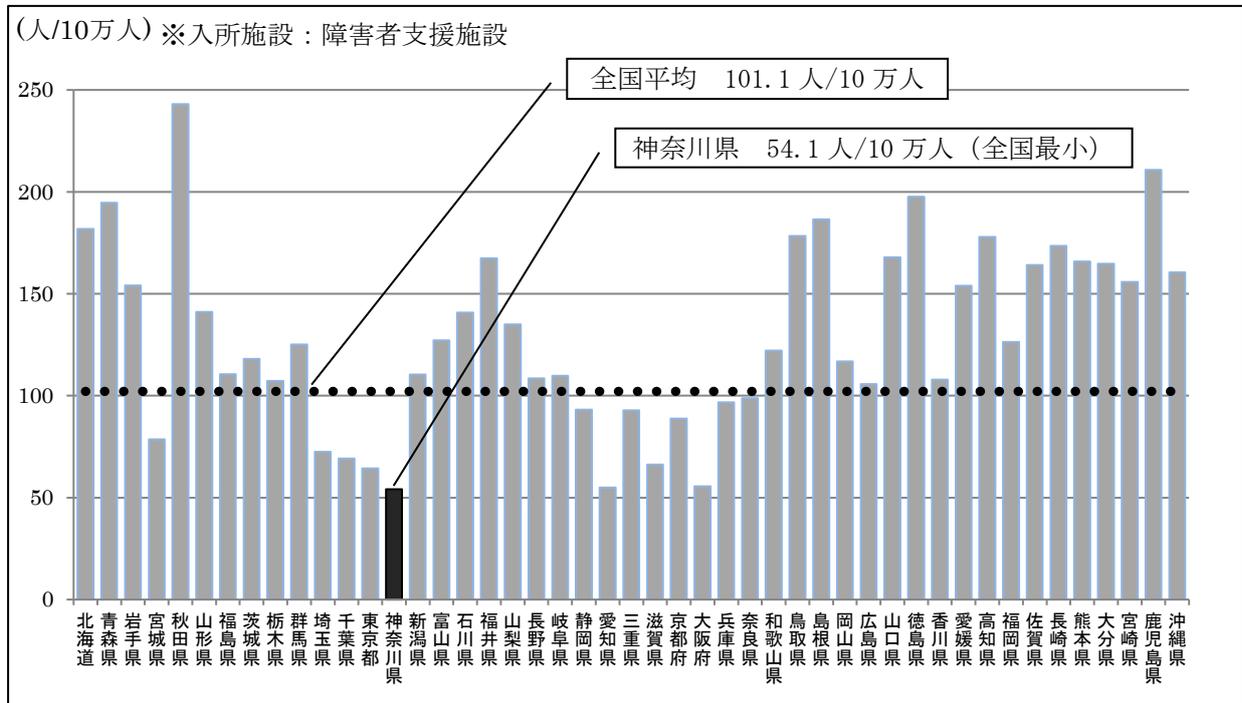
- これまで地域生活支援に取り組んできた実績や今後のサービス基盤の整備見直しなどを踏まえて全市町村が設定した成果目標の合計 410 人と、「津久井やまゆり園再生基本構想」等を踏まえ、県が新たな取組みを進めることによる地域生活への移行を目指す 63 人とを合せて、平成 28 年度末から平成 32 年度末までの地域生活への移行者数は、473 人（10%）を目指すこととします。（※障がい保健福祉圏域ごとの内訳は 79 ページを参照。）
- 一方、人口 10 万人当たりの入所施設の利用者数は、全国平均の 101.1 人に対し、本県は全国最少の 54.1 人であり、もともと入所施設が少ない状況や第 1 期障がい福祉計画策定以前から地域移行を進めていた背景があります。

しかし、今後、継続入所者への対応、医療的ケアや強度行動障害など、専門性の高い入所支援機能を必要とする方への支援なども考慮すると、直ちに、施設入所者数の大幅な削減を実現することは困難な実情にあります。

こうしたことから、地域生活への移行を積極的に推進しつつ、施設に入所して支援を受けることが必要な新規利用者に対しては、適切なサービス提供を保障するため、全市町村が設定した見込み数の合計として、平成 32 年度末における施設入所者数は、平成 28 年度末時点に対し 2%の減少を見込むこととします。

参考 入所施設の利用者数（都道府県総人口に占める利用者数の割合）

出典 施設入所者数：厚生労働省ホームページ（平成 29 年 7 月の国保連データから抽出）
 人口：平成 27 年国勢調査



【入所施設の利用者数の状況】

人口比での入所施設の利用者数は、都道府県によって最大で 4.5 倍の差があり、特に大都市がある都府県において、入所施設の利用者数の少ない傾向が顕著に出ています。

神奈川県が全国で最も人口比での入所施設の利用者数が少ないという背景には、そうした地域事情とともに、早い時期から、地域で暮らしていくための取組みについて障がい者やその家族、行政などが協力して努力を積み重ねてきた結果が現れているものと考えられます。

【これまでの状況】

- 施設入所者の地域生活への移行については、第 4 期障がい福祉計画の成果目標の基準とされた平成 25 年度末の施設利用者 (5,053 人) のうち、平成 28 年度末までに、県全体で 193 人 (3.8%) が入所施設から地域生活へ移行しました。第 4 期障がい福祉計画の目標である 535 人 (11%) と大きく開きがあります。
- 地域生活へ移行後の住まいの場は、次のような状況になっています。

地域生活移行後のすまいの場

	地域生活 移行者数	移行先			
		グループホーム (共同生活援助)	家庭復帰	公営住宅 一般住宅	その他
平成 26 年度	86 人	46 人 (53%)	35 人 (41%)	2 人 (2%)	3 人 (4%)
平成 27 年度	65 人	50 人 (77%)	14 人 (22%)	1 人 (1%)	0 人 -
平成 28 年度	42 人	28 人 (67%)	13 人 (31%)	1 人 (2%)	0 人 -
合計	193 人	124 人 (64%)	62 人 (32%)	4 人 (2%)	3 人 (2%)

- 施設入所者数については、平成 28 年度末現在で 4,898 人となっており、平成 25 年度末時点 (5,053 人) から、3% (155 人) 削減しています。
- 平成 28 年度の障害者支援施設の入所者の障害支援区分の構成では、区分 5、6 の入所者は全体の 85%と、施設入所者の重度化が進んでおり、地域移行が比較的しやすい中軽度の方が少なくなっています。
- 地域移行が比較的しやすい中軽度の方の移行は一定程度進んでいるのに対し、重度障がい者の方の地域移行が中軽度の方ほど進んでいないと考えられます。

【目標達成に向けた方策】

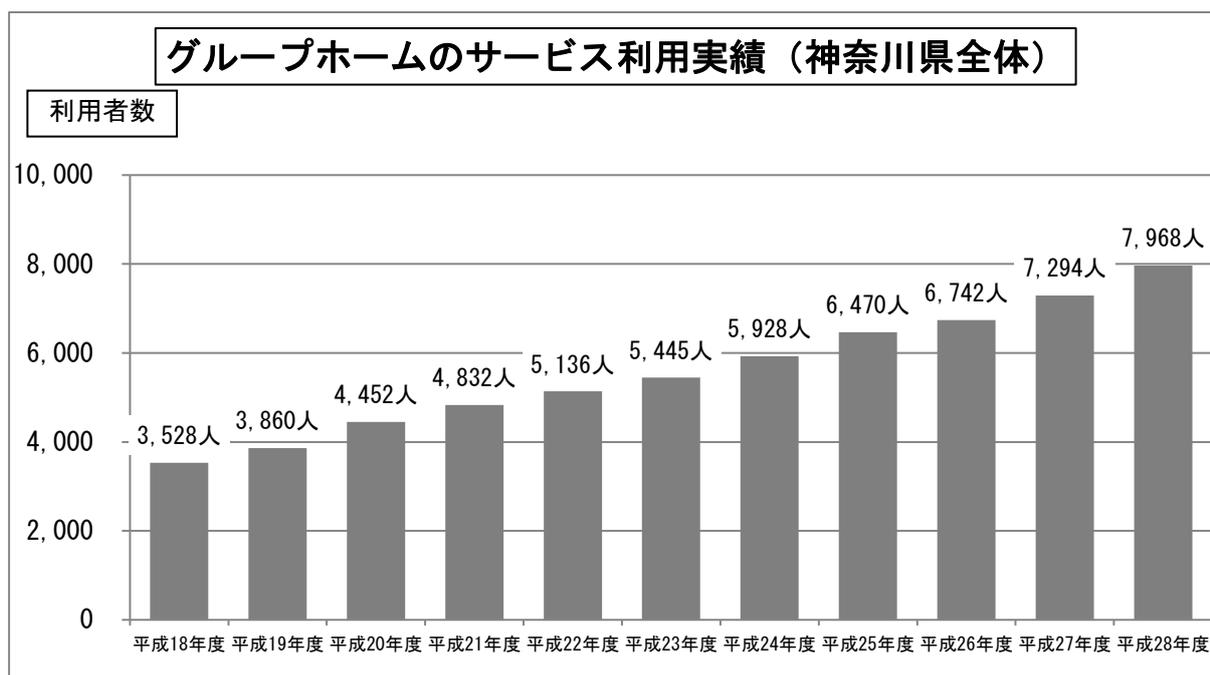
- 障がい者本人が、自らどこで誰と生活するか決定し、可能な方は地域で暮らすことが大切であることから、津久井やまゆり園における取組みを、県全体の障がい福祉施策に活かしていきます。
- 意思決定支援の要となる相談支援専門員は、現在本県では不足し、一人あたりの負担も大きいことから、相談支援従事者養成研修等により相談支援専門員の数・質の充実を図っていきます。
- 意思決定支援と地域生活移行については、障がい者本人だけでなく周囲の理解も必要なことから、県内施設入所者のご家族・職員に対する意思決定支援ガイドラインの理解促進に取り組みます。
- 意思決定支援の実効性を確保するため、本人の意思の推定や本人の最善の利益の判断を支援する意思決定支援専門アドバイザーの派遣に取り組み、丁寧、かつ、適切な手続きによる意思決定支援や相談支援体制の充実を図っていきます。
- また、障がい者が地域で自立して生活していくためには、社会資源の整備、充

実を進め、必要な人が必要なサービスを利用できるようにすることが重要です。

- 県は、障害者グループホーム等サポートセンター事業やグループホーム等の運営支援などを通じ、市町村と協力して、グループホームの設置・利用の促進とサービスの充実を継続して図っていきます。

特に、課題である重度の障がい者の地域移行に向けて施設整備支援に取り組めます。

- 地域移行を促進するため、地域生活移行に対する利用者やご家族の不安を解消し、理解が深まるよう、グループホームの体験利用の促進などにも取り組みます。
- また、行動障害がある方・医療的ケアを要する方等の重度障がい者に対応できる職員が不足していることから、重度障がい者の地域生活移行を支える人材育成に取り組めます。
- あわせて、地域生活に必要なホームヘルプサービスの充実を図るための精神障がいや医療的ケアに対応した人材養成や、生活介護など日中活動の場を確保するための施設整備の支援など、障害福祉サービスの基盤整備を進めます。
- 強度行動障害などの手厚い支援が必要な障がい者を受け入れて支援しているグループホームに対して指導・助言を行う仕組みづくりにも取り組みます。
- また、地域移行支援と地域定着支援の利用を進めるため、住居の確保など、地域生活に移行するための活動に関する相談や、移行した後、単身で暮らす障がい者などからの緊急時の相談に応じられるよう、市町村の取組みを支援します。
- 障害児入所施設に入所する障がい児が、希望する地域で自立して生活しているよう、切れ目の無い支援体制の構築を図っていきます。



〔地域移行支援〕

障害者支援施設などに入所している障がい者や、精神科病院等に入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保など、地域における生活に移行するための活動に関する相談や、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行などによる支援を行うものです。

〔地域定着支援〕

施設・病院等から退所・退院して、居宅で一人暮らしをしている障がい者、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因した緊急の事態などが発生したときの相談や、緊急訪問や緊急対応などによる支援を行うものです。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況、精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、6か月時点、1年時点）、精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）に関する成果目標を、次のとおり設定します。

【成果目標】

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場を各保健福祉事務所・同センター及び市保健所に、平成32年度までに11か所設置します。

また、政令市でも、それぞれ協議の場を設置します。

平成31年6月末時点から入院後3か月時点、入院後6か月時点、1年時点の退院率を、平成25年6月末時点からの入院後3か月時点の退院率57%、6か月時点の退院率81%、1年時点の退院率89%から、それぞれ69%、84%、90%にします。

平成32年6月末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を、平成26年6月末時点の長期在院者数6,342人から5,594人とし、このうち、65歳以上は2,926人、65歳未満は2,668人とします。

項目	数値	備考
平成25年6月末時点から3か月時点の退院率	57%	平成25年6月末時点に入院した人に対する、3か月時点まで退院した人の率
【目標値】平成31年6月末時点から3か月時点の退院率	69%	平成31年6月末時点に入院した人に対する、3か月時点まで退院した人の率
平成25年6月末時点から6か月時点の退院率	81%	平成25年6月末時点に入院した人に対する、6か月時点まで退院した人の率
【目標値】平成31年6月末時点から6か月時点の退院率	84%	平成31年6月末時点に入院した人に対する、6か月時点まで退院した人の率
平成25年6月末時点から1年時点の退院率	89%	平成25年6月末時点に入院した人に対する、1年時点まで退院した人の率

【目標値】平成 31 年 6 月末時点から 1 年時点の退院率	90%	平成 31 年 6 月末時点に入院した人に対する、1 年時点まで退院した人の率
平成 26 年 6 月末時点の長期入院患者数 (A)	6,342 人	平成 26 年 6 月末時点で、入院期間 1 年以上の人の数
【目標値】平成 32 年 6 月末時点の長期入院患者数の目標値 (B)	5,594 人	平成 32 年 6 月末時点で、入院期間 1 年以上の人の数 65 歳以上 2,926 人 65 歳未満 2,668 人
長期入院患者減少見込	748 人	減少見込数 (A - B)

【考え方】

- 長期入院患者の人数は減少しつつあるものの、また、その約半数は 65 歳以上であり、また、精神障がい者は、退院後も医療との連携や住まいの場の確保などの支援が必要なことから、退院後の地域生活を支援するために、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加などが確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が、特に求められています。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向け、国が基本指針で示す、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場について、本県では、医療、障がい福祉、介護などの関係機関とのネットワークを有し、精神保健福祉に関する地域の拠点である保健所の機能を活用することとして、各保健福祉事務所・同センター及び市保健所（以下、「保健所等」といいます。）に、平成 32 年度末までに設置します。
- また、政令市でも、それぞれ協議の場を設置します。
- 精神病床における 1 年以上長期入院患者（以下、「長期入院患者」といいます。）の中には、症状が落ち着いても、退院して地域で暮らすための受皿となる社会資源が不足していたり、地域生活を始めるために必要な条件が整わないことなどから、すぐに退院することが難しい人がいます。
- こうした長期入院患者が、ライフステージに応じて自ら住まいの場を選択し、地域の中で、その人らしく暮らすことができるように、必要なサービス基盤を計画的に整備するとともに、病院や関係機関と協力して退院に向けた支援を行い、地域生活への移行を進めることが必要です。
- そのため、これまで、精神障がいの当事者であるピアサポーターを養成し、ピアサポーターが病院を訪問して、長期入院患者に地域生活への移行に向けた

働きかけを行うことなどに取り組んできました。

- 国の基本指針では、精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、6か月時点、1年時点）、長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を目標値として定めることを示しています。

入院後3か月時点の退院率は平成32年度における目標を69%以上に、6か月時点の退院率は平成32年度における目標を84%以上に、入院後1年時点の退院率は平成32年度における目標を90%以上とすることを基本とするとしています。

また、平成32年度末の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を、国が提示する推計式を用いて設定することを基本とするとしています。

- 本県の平成26年度の精神保健福祉資料の結果では、平成25年6月の1ヶ月間の入院者数は1,425人、3か月時点の退院者数は815人（57%）、1年時点の退院者数は1,267人（89%）、1年以上の長期在院者数は6,342人となっています。
- 平成26年度の精神保健福祉資料の全国平均値は、3か月時点の退院率は58%、1年時点の退院率は88%となっています。

[精神保健福祉資料]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が毎年6月30日付で都道府県・指定都市に報告を依頼している精神科病院及び精神科診療所等を利用する患者の実態等調査

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」といいます。）では、精神科病院の管理者に、医療保護入院の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者の設置、退院促進のための体制整備等を義務付けているため、県では、入院患者の退院が一定程度進むことを想定し、3か月時点の退院率、6か月時点の退院率、1年時点の退院率は国の基本指針の69%、84%、90%を目標値とします。
- 長期入院患者数は、平成24年度の精神保健福祉資料では6,751人、平成26年度と同調査では6,342人となり、409人減少していますが、一方で、継続的な入院治療を要する方もいます。こうした入院需要を勘案して開発された国の推計式を用いて、平成32年6月末の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、5,594人（65歳以上2,926人、65歳未満2,668人）と設定します。

【これまでの状況】

- 第4期障がい福祉計画では、平成28年6月末時点から3か月時点までの退院率を64%、1年時点の退院率を91%にするという成果目標に対し、平成25年

6月末時点から3か月時点の退院率は57%、1年時点の退院率と89%となっており、その時点では成果目標に至っておりません。

- また、平成29年6月末時点の長期在院者数を、平成24年6月末時点の長期在院者から10%(675人)削減するという成果目標については、平成26年6月末時点では、7%(409人)の減となっています。

【目標達成に向けた方策】

- 「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年厚生労働省告示第65号）」では、精神障がい者の地域移行を促進するとともに、精神障がい者が地域で安心して生活し続けることができるよう、地域における居住環境及び生活環境の一層の整備や精神障がい者の主体性に応じた社会参加を促進するための支援を行うこととされています。
- 県では、医療保護入院した患者の退院促進のため、地域で精神障がい者を支援する人材の育成を、精神科病院が設置する退院支援委員会の開催状況を把握しながら進めていきます。
- 市町村と県は、長期入院患者の地域生活移行に向けた有効な支援策となる「地域相談支援」や「計画相談支援」の提供体制を計画的に整備していきます。
- 市町村は、サービス実施主体として、精神障がい者がライフステージに応じて多様な住まいの場を選択し、地域にある様々なサービスを組み合わせて利用できるよう、グループホーム等の充実や、訪問系サービス、日中活動系サービスを含めた障害福祉サービスの基盤整備を図り、地域移行支援・地域定着支援などと合わせて、長期入院患者の地域生活への移行を支援します。
また、長期入院患者の約半数は65歳以上であることから、年齢や心身の状況などに応じて、介護サービス等による対応も考慮しつつ、関係の所管課や、介護の関係機関との連携を図って地域生活への移行を支援します。
- 保健所等では、これまでに築いてきたネットワーク等を活かして、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、長期入院患者の状況把握、地域課題の共有のほか、関係機関を対象とした研修会などを行いながら、市町村の障がい福祉主管課等と医療機関との連携支援など、支援体制づくりを図ります。
- 国の基本指針では、市町村においても、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とされており、地域の実情に応じて、保健所等が設置する協議の場と役割分担を図りながら、市町村の障がい者自立支援協議会等を活用するなど、精神障がい者が地域生活へ移行し、地域で安心して生活し続けられるよう、関係機関が連携して支援を行うことができるようにしていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者等の地域生活支援の推進の観点から、地域生活支援拠点等に関する成果目標を、次のとおり設定します。

【成果目標】

各市町村の個別の状況に応じ、十分なサービスを提供するため、市町村において地域生活支援拠点等を整備します。

【考え方】

- 基本指針では、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。
- また、基本指針では、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、自立を希望する障がい者等に対する支援等を進めるために、地域生活への移行等の自立等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びに地域の体制づくりを求めています。
なお、単独の地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備も可能とされています。
- 第4期障がい福祉計画では「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」や「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」等を活用し、それぞれが相談支援機能や緊急時の受入れ機能などの必要な機能を担い、個々の機能の有機的な連携をとることにより、5つの障害保健福祉圏域で地域生活支援拠点等を整備することとし、市町村も県事業を活用し、必要に応じて近隣市町村にある機能の活用を検討し、地域生活支援拠点等を整備することとしました。
- 第4期障がい福祉計画では、各圏域での整備により、目標は達成していますが、障がい者等に身近な市町村において、十分な機能を担う体制の整備が必要であることから、第5期障がい福祉計画では、各市町村での地域生活支援拠点等の整備を進めることを成果目標として設定します。
- なお、県立障害福祉施設・県立総合療育相談センターは、地域生活支援拠点などと連携しながら、引き続き民間施設では対応が難しい専門的な支援を必要とする障がい者等の受入れや技術支援などを行っていきます。

〔障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業〕

在宅の重度障がい者等であって障がい特性により支援が困難な者や緊急的な支援が必要な者に、年間を通じて夜間の支援も含めて対応できるよう、県と市町村が協力して、支援が困難な障がい者等に対するサービス提供体制の整備を図る事業です。

【これまでの状況】

- 5つの障害保健福祉圏域で「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」や「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」を、地域生活支援拠点等とするとともに、市町村も、県の事業を活用し、必要に応じ、それぞれ地域生活支援拠点等を整備しています。
- 各市町村の地域生活支援拠点等の整備状況は、平成28年度までに4自治体が整備済み、平成29年度末までに整備予定が3自治体、平成30年度までに整備予定が3自治体となっています。

【目標達成に向けた方策】

- 第5期障がい福祉計画では各市町村の地域生活支援拠点等の整備状況を把握するとともに、整備が進んでいる市町村の情報など、整備に有効な情報提供等を行います。
- 市町村単独での整備が困難な市町村に対しては、市町村間での必要な機能調整の支援を行うための協議の場の設置等を、県が支援します。
- また、県は、地域生活移行に対する利用者やご家族の不安を解消し、理解が深まるよう、グループホームの体験利用の促進などにも取り組みます。

(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

障がい者の就労支援を進める観点から、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する人の成果目標を次のとおり設定します。

【成果目標】

平成 32 年度中に福祉施設の利用から一般就労に移行する人数を 1,778 人（平成 28 年度実績 1,133 人の 1.6 倍）にすることを目指します。

平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数を、4,142 人（平成 28 年度末利用者数 2,421 人の 7 割増加）にすることを目指します。

就労移行支援事業所のうち、就労移行率 3 割以上の事業所を、平成 32 年度に全体の 4 割とすることを目指します。

平成 32 年度の就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを目指します。

項目	数 値	備 考
平成 28 年度の年間一般就労者数	1, 1 3 3 人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成 32 年度の年間一般就労者数	1, 7 7 8 人 (1. 6 倍)	平成 32 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数（全市町村の成果目標の合計）
平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数	2, 4 2 1 人	
【目標値】平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数	4, 1 4 2 人 (7 割増)	全市町村の見込量の合計
【目標値】平成 32 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所の割合	4 割	平成 32 年度の就労移行支援事業所全体のうち、一般就労移行率 3 割以上の事業所の割合
【目標値】平成 32 年度の就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	8 割	

〔成果目標の対象とする福祉施設〕

障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援（A型・B型）の事業を行う事業所

【考え方】

- 平成 28 年度において、福祉施設の利用者で、施設を退所し、一般就労に移行する障がい者は、1 年間で、県では 1,133 人となっています。

障がいの有無にかかわらず、働くことは自立した生活を支える基本であり、一人ひとりの可能性を伸ばすことでもあります。

福祉施設の利用者に限らず、特別支援学校卒業者なども含め、障がい者が、ライフステージに応じて、その人らしい働き方を選択できるよう、福祉的就労とともに、一般就労への支援を充実していくことが求められています。

〔一般就労〕

一般の企業等に就職することや、在宅で就労することをいいます。

- 国の基本指針では、平成 32 年度中に福祉施設から一般就労に移行する人の成果目標について、平成 28 年度の 1.5 倍以上とすることを基本とされています。
- 県では、企業の障がい者雇用率などを見ても厳しい現状がありますが、そうした状況を改善していくために、障がい者、行政、支援者、企業等が広く目標を共有し、共に努力していくことが重要です。
このような観点から、県では、平成 32 年度中に福祉施設の利用から一般就労に移行する人数について、地域の現状や今後のサービス基盤の整備見通しなどを踏まえて 1,778 人、平成 28 年度の 1.6 倍を目指すこととします。
- 就労移行支援事業の利用者数は、国の基本指針では、平成 32 年度末時点の利用者数を、平成 28 年度末時点から 2 割以上増加させることを基本としています。
就労移行支援事業の利用者は、各市町村が障害福祉サービスの見込みとして、地域の実情に応じて量を定めており、平成 32 年度の就労移行支援事業の利用者の見込量の合計 4,142 人、7 割の増とします。
- 就労移行支援事業所ごとの就労移行率は、国の基本指針では、就労移行率が 3 割以上の事業所を、全体の 5 割以上とすることを目指しています。平成 28 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所は、県全体では 3 割となっています。
市町村の今後の事業所の整備や、利用者の状況を基に、県の成果目標を 4 割とします。
- 就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率は、国の基本指針では、8 割以上とすることを基本としています。就労定着支援は平成 30 年度から新たに開

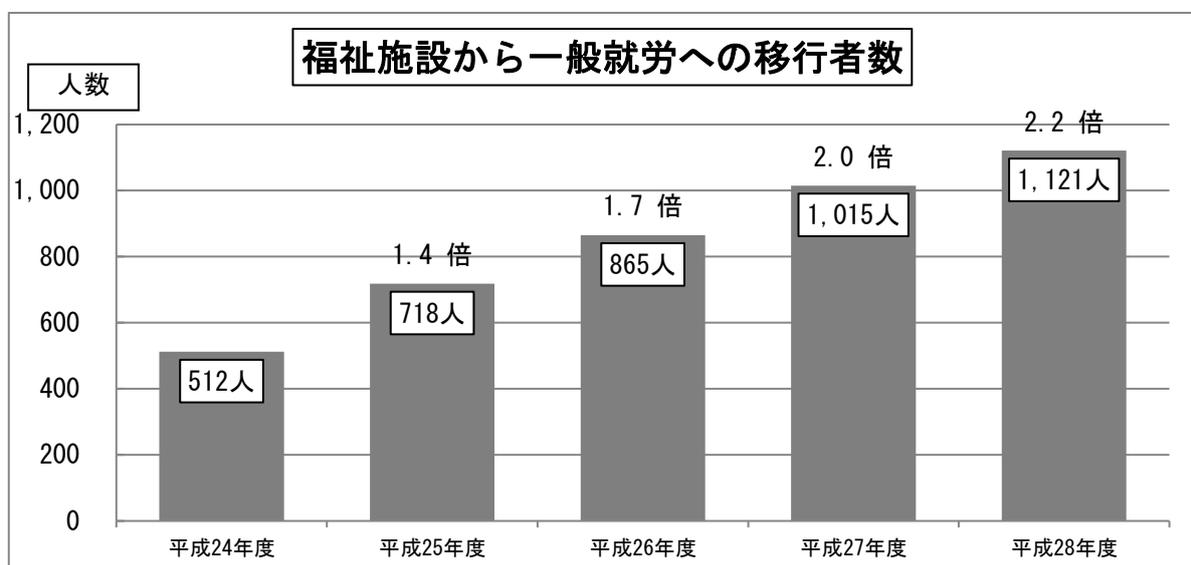
始される障害福祉サービスであることから、各市町村でも成果目標の設定が困難となっています。

そのため、県の成果目標は国の基本指針と同様の8割とし、達成状況等を確認していきます。

- また、福祉施設から一般就労への移行とあわせて、福祉的就労についても強化を図る観点から、工賃の向上を図る取組みなどを進めます。

【これまでの状況】

- 福祉施設の利用者で一般就労へ移行した人は、平成28年度は1,121人で、平成24年度の約2.2倍に増えており、第4期障がい福祉計画では、平成24年度の移行者数512人の2倍という目標値は、既に達成しています。



- また、福祉的就労の強化については、平成27年8月に作成した「第3期かながわ工賃アップ推進プラン」に基づき、障害福祉サービス事業所等に対する企業の経営手法の導入や、複数の事業所が共同して受注を行う共同受注窓口組織の推進等により、工賃向上を図るための取組みを行ってきましたが、平成27年度の工賃については、全国の平均工賃が15,033円であるのに対して、本県は13,704円となっており、工賃の向上を図るための一層の支援に取り組む必要があります。

【目標達成に向けた方策】

- 県では、障がい保健福祉圏域ごとに障がい者の就労を支援するため、市町村と連携して地域就労援助センターを設置してきましたが、現在、政令市が独自に設置した就労援助センター及び就労支援センター(以下「地域就労援助センター等」といいます。)を含め、18か所の機関があります。

(5) 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る観点から、障がい児支援の提供体制の整備等に関する成果目標を次のとおり設定します。

【成果目標】

医療的ケア児が、その心身の状態に応じた適切な支援を受けられるよう、平成 30 年度末までに、県、各障がい保健福祉圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

【考え方】

- 国の基本指針では、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とされています。
- なお、市町村障がい福祉計画の成果目標として、平成 32 年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とされ、併せて、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、平成 32 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とされています。

【これまでの状況】

- 現在、県において医療的ケア児に関する課題を協議する場として、神奈川県障害者自立支援協議会の部会、神奈川県小児等在宅医療推進会議、地域小児等在宅医療連絡会議、神奈川県慢性疾病児童地域支援協議会、神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業運営協議会等があります。
- なお、市町村障がい福祉計画の成果目標については、地域における中核的な支援施設である児童発達支援センターが設置されているのは 15 市町村、保育所等訪問支援事業所が設置されているのは 15 市町村、主に重症心身障害児を支援する事業所は、指定児童発達支援事業所が 9 市町、指定放課後等デイサービス事業所が 19 市町に開設されています。

【目標達成に向けた方策】

- 医療的ケア児に関する協議の場については、各障がい保健福祉圏域及び各市

町村を含む重層的な構造により、地域における継続的な協働の体制を構築する必要性があり、地域における取組の拡大を図っていくほか、各種の協議会等で挙げられた課題等の連絡・調整の機能を含めた検討を行っていきます。

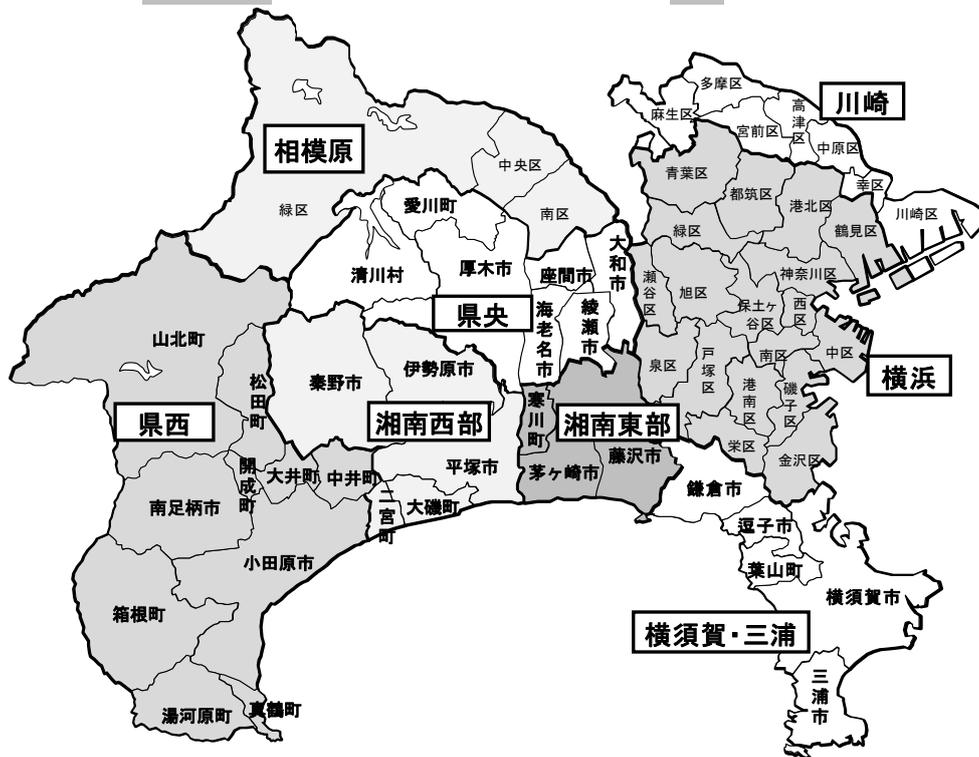
- 県は、医療的ケア児及びその家族の地域生活を支えるため、在宅で生活している医療的ケア児が障害児通所支援等を利用できるよう、また、各市町村において医療的ケア児のサービスの提供体制を確保できるよう、障害児通所支援事業等に従事する職員の人材養成や、地域の拠点となる施設の整備に係る支援などの障害児通所支援の基盤整備を進めます。
- 地域で医療的ケア児を支援する支援者及び関係機関の調整等の役割を担うコーディネーターを養成し、各障がい保健福祉圏域及び各市町村への配置を促します。
- 保育所等訪問支援の活用等により、障がい児を含むすべての子どもが適切な支援を受けつつ地域で育つことができるような体制整備を促進していきます。

4 指定障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域の設定

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援並びに、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援（本計画では「指定障害福祉サービス等」といいます。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域については、保健・医療と福祉との連携を図る観点から、二次保健医療圏を基本として、県内を8つの区域に分けた「障がい保健福祉圏域」と同一の区域とします。

また、児童福祉法に基づく指定障害児入所支援については、実施主体が県、政令市、児童相談所設置市であることから、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市とそれ以外の県所管域の5つの区域とします。

神奈川県内の障がい保健福祉圏域（平成29年4月1日現在）



圏域	市町村
横 浜	横浜市
川 崎	川崎市
相 模 原	相模原市
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘 南 東 部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘 南 西 部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県 央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県 西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

5 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(1) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

- 県の障がい福祉計画では、県内すべての市町村障がい福祉計画の数値を障がい保健福祉圏域ごとに集計して、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（以下「サービス見込量」といいます。）及びそれらの実施に関する考え方を定めます。

参考として、平成 27 年度以降のサービス利用実績を併記します。

- 次に示すサービス見込量は、政令市及び中核市を含めた県全体における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の各年度における 1 か月当たりの総量（障がい保健福祉圏域ごとの内訳は 79 ページ以降に記載。）を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。なお、「時間分」、「人日分」で設定することとされているサービスについても、あわせて、利用者数の見込みを併記します。

「時間分」 月間のサービス提供時間

「人日分」 「月間の利用人員」×「1 人 1 月当たりの平均利用日数」
で算出されるサービス量（たとえば 10 人が月に平均して 20 日利用できるサービス量は 200 人日分となります。）

「人分」 月間の利用者数

（ただし、指定地域相談支援は、年間の実利用者数）

- また、国の基本指針においては、継続入所者については、地域生活移行に係る成果目標、サービス見込量などの対象から除くこととされています。

しかし、本県においては、すべての福祉型障害児入所施設が平成 30 年度以降も「障害児施設として維持」を選択していることから、継続入所者についても、市町村において、障害福祉サービス等のサービス見込量に勘案して数値を設定しています。

ア 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援（以下「居宅介護等」といいます。）については、障がい者等が自ら選ぶ生活の場で安心して暮らせるよう、居宅介護等を必要とする人への身近な地域におけるサービス提供を保障する観点から、平成 32 年度において、18,949 人が利用できるサー

ビス見込量を設定します。

なお、居宅介護等のサービス内容は次のとおりですが、サービス見込量については、国の指針に従い、一括して設定することとします。

〔居宅介護〕

障がい者等について、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を供与することをいいます。

〔重度訪問介護〕

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する人について、居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいいます。

〔同行援護〕

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等について、外出時に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他のその人が外出する際に必要となる援助を供与することをいいます。

〔行動援護〕

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する人について、その人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他のその人が行動する際に必要な援助を供与することをいいます。

〔重度障害者等包括支援〕

常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供することをいいます。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
375,822 時間分 (14,828 人分)	378,956 時間分 (15,261 人分)	379,185 時間分 (15,428 人分)
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
416,092 時間分 (16,751 人分)	440,200 時間分 (17,746 人分)	467,106 時間分 (18,949 人分)

平成 30 年度から平成 32 年度の訪問系サービス見込量の内訳

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	243,986 時間分 (13,146 人分)	249,097 時間分 (13,647 人分)	254,072 時間分 (14,163 人分)
重度訪問介護	110,094 時間分 (655 人分)	121,950 時間分 (732 人分)	134,713 時間分 (817 人分)
同行援護	37,600 時間分 (1,682 人分)	39,416 時間分 (1,760 人分)	41,203 時間分 (1,840 人分)
行動援護	24,171 時間分 (1,295 人分)	29,469 時間分 (1,648 人分)	36,561 時間分 (2,161 人分)
重度障害者等 包括支援	19 時間分 (2 人分)	19 時間分 (2 人分)	262 時間分 (3 人分)

※ 県全体における 1 か月当たりのサービス必要量の見込みを示します。(以下
同じ。)

※ 障がい保健福祉圏域ごとの必要量の見込みは 79 ページ以降の表をご覧ください。

イ 日中活動系サービス

障がい者の日中活動の場には、様々な形や機能がありますが、重度障がい者にとっては、介護を受けながら、地域で生き生きと暮らすための日中の「居場所」として、また、働ける人にとっては、必要な支援を受けながら、自分に合った働き方を選択できる「就労」の場として重要な意味をもちます。

こうした日中活動の場を提供するための日中活動系サービスについては、ニーズの増加、とりわけ近年増加傾向にある特別支援学校卒業生等の受入れも考慮しつつ、障がいの程度や特性に応じた日中活動の場の量と質の確保を進めます。

(ア) 生活介護

生活介護とは、常時介護を要する障がい者について、主として昼間に、障

害者支援施設などの施設において行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜の供与をいいます。

生活介護については、常時介護を要する障がい者へのサービス提供を保障する観点から、地域生活における日中活動の場として必要なサービスを選択できるよう、平成32年度において、22,282人が利用できるサービス見込量を設定します。

平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度(見込み)
331,598人日分 (17,031人分)	295,782人日分 (15,488人分)	328,521人日分 (18,207人分)
平成30年度	平成31年度	平成32年度
344,676人日分 (19,062人分)	354,142人日分 (19,630人分)	366,860人日分 (22,282人分)

(イ) 自立訓練(機能訓練)

自立訓練(機能訓練)とは、身体障がい者又は難病患者等について、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所などにおいて、身体機能の向上のために一定期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の便宜の供与をいいます。

自立訓練(機能訓練)については、障がい者がライフステージに応じた生活の場を選択して生活することや、日中活動の場のひとつとして自分に合った働き方を選択することにつなげていけるよう、ニーズを勘案して、平成32年度において164人が利用できるサービス見込量を設定します。

平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度(見込み)
1,170人日分 (131人分)	1,802人日分 (134人分)	1,676人日分 (134人分)
平成30年度	平成31年度	平成32年度
2,023人日分 (152人分)	2,068人日分 (157人分)	2,186人日分 (164人分)

(ウ) 自立訓練(生活訓練)

自立訓練(生活訓練)とは、知的障がい者又は精神障がい者について、自

立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所などにおいて、生活能力の向上のために一定期間にわたり行われる入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の便宜の供与をいいます。

自立訓練（生活訓練）については、障がい者がライフステージに応じた生活の場を選択して生活していけるよう、施設・病院から地域生活へ移行する人や、地域において自立生活を希望する人のニーズを勘案して、平成 32 年度において 569 人が利用できるサービス見込量を設定します。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
6,801 人日分 (408 人分)	6,661 人日分 (435 人分)	7,439 人日分 (472 人分)
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
8,235 人日分 (523 人分)	8,622 人日分 (546 人分)	9,056 人日分 (569 人分)

（エ）就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する障がい者について、一定期間にわたり、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて行われる就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の便宜の供与をいいます。

就労移行支援については、障がい者が自分に合った働き方を選択していくことができるよう、福祉施設から一般就労への移行を目指す人や増加する特別支援学校等の卒業生、精神障がい者の退院時のニーズなどを勘案して、平成 32 年度において 3,951 人が利用できるサービス見込量を設定します。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
36,412 人日分 (2,124 人分)	40,640 人日分 (2,372 人分)	45,740 人日分 (2,996 人分)
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
53,655 人日分 (3,110 人分)	60,854 人日分 (3,494 人分)	69,522 人日分 (3,951 人分)

（オ）就労継続支援 A 型

就労継続支援 A 型とは、企業等の事業所に雇用されることが困難であって、

雇用契約に基づく就労が可能である障がい者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜の供与をいいます。

就労継続支援A型については、障がい者が自分に合った働き方を選択できるように、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成32年度において2,014人が利用できるサービス見込量を設定します。

平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度(見込み)
26,236人日分 (1,330人分)	30,060人日分 (1,526人分)	31,907人日分 (1,685人分)
平成30年度	平成31年度	平成32年度
34,069人日分 (1,761人分)	36,380人日分 (1,881人分)	38,938人日分 (2,014人分)

(カ) 就労継続支援B型

就労継続支援B型とは、企業等の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜の供与をいいます。

就労継続支援B型については、障がい者が自分に合った働き方を選択できるように、福祉施設における就労の場を確保する観点から、平成32年度において13,315人が利用できるサービス見込量を設定します。

平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度(見込み)
153,624人日分 (8,948人分)	163,470人日分 (9,665人分)	174,486人日分 (10,475人分)
平成30年度	平成31年度	平成32年度
190,815人日分 (11,465人分)	205,117人日分 (12,355人分)	220,980人日分 (13,315人分)

(キ) 就労定着支援

就労定着支援とは、就労移行支援等の障害福祉サービスを利用して通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、一定の期間にわたり、事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活、社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言などの便宜を供与します。

就労定着支援については、障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、平成 32 年度において 1,018 人が利用できるサービス見込量を設定します。

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
757 人分	894 人分	1,018 人分

※ 横浜市は現時点で数値を見込んでいないため、横浜市を除く見込み量です。

(ク) 療養介護

療養介護とは、医療を要する障がい者であって常時介護を要する人について、主として昼間に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいいます。

療養介護については、利用している者の数、障がい者等のニーズを考慮し、平成 32 年度において 922 人が利用できるサービス見込量を設定します。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
708 人分	893 人分	831 人分
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
888 人分	905 人分	922 人分

(ケ) 短期入所

短期入所とは、居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設などの施設（福祉型）や、病院、診療所、介護老人保健施設（医療型）への短期間の入所を必要とする障がい者等について、これらの施設において、入浴、排せつ、食事の介護等の便宜を供与することをいいます。

短期入所については、サービス未利用者の潜在的なニーズを考慮するとともに、障がい者等のもとより、その家族を支援するという視点に立ち、平成 32 年度において福祉型と医療型を合わせて 5,013 人が利用できるサービス見込量を設定します。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
20,547 人日分 (3,546 人分)	20,522 人日分 (3,708 人分)	21,835 人日分 (4,127 人分)
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
24,171 人日分 (4,516 人分)	25,284 人日分 (4,757 人分)	26,399 人日分 (5,013 人分)

(内訳) 福祉型短期入所

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
18,905 人日分 (2,943 人分)	17,651 人日分 (2,984 人分)	19,371 人日分 (3,618 人分)
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
21,253 人日分 (3,890 人分)	22,313 人日分 (4,112 人分)	23,387 人日分 (4,348 人分)

(内訳) 医療型短期入所

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
2,397 人日分 (436 人分)	2,674 人日分 (442 人分)	2,464 人日分 (509 人分)
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
2,918 人日分 (626 人分)	2,971 人日分 (645 人分)	3,012 人日分 (665 人分)

ウ 居住系サービス

障がい者の住まいの場となる居住系サービスについては、どこで生活をしたいかという本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一人暮らしを希望する障がい者について、自立生活援助による支援を行います。

また、ライフステージに応じて多様な選択ができるよう、地域生活移行を支える共同生活援助（グループホーム）の設置をさらに促進するとともに、利用者の人権の尊重や、職員の支援技術の向上を図ります。

また、施設入所支援については、地域生活への移行を積極的に推進することにより、長期的には必要量が減少することが考えられますが、施設に入所して支援を受けることが必要な新規利用者に対するサービス提供を保障するため、計画期間中のサービス見込量としては微減にとどめることとします。

(ア) 自立生活援助

自立生活援助とは、施設入所支援又は共同生活援助等を利用していた障が

い者で一人暮らしを希望するなどについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

自立生活援助については、単身世帯である障がい者の数、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案して、平成 32 年度において 153 人が利用できるサービス見込量を設定します。

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
127 人分	139 人分	153 人分

※ 横浜市は現時点で数値を見込んでいないため、横浜市を除く見込み量です。

(イ) 共同生活援助

共同生活援助（グループホーム）は、障がい者について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行うことをいいます。

共同生活援助については、施設入所者の地域生活への移行や、精神障がい者の退院時のニーズなどに対応したサービス提供を確保する観点から、平成 32 年度において 9,683 人が利用できるサービス見込量を設定します。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
7,942 人分	7,968 人分	8,309 人分
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
8,777 人分	9,215 人分	9,683 人分

(ウ) 施設入所支援

施設入所支援とは、その施設に入所する障がい者について、主として夜間に行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を供与することをいいます。

施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行に係る成果目標を踏まえつつ、グループホームでは十分な支援が困難な人のニーズを考慮してサービス見込量を設定します。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
5,049 人分	5,000 人分	4,970 人分
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
4,957 人分	4,935 人分	4,893 人分

エ 指定計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）

サービス利用支援とは、障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、障がい者等又はその保護者の障害福祉サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用する障害福祉サービス等の種類と内容等を定めた「サービス等利用計画案」を作成し、事業者やその他の者との連絡調整などを行い、障害福祉サービス等の種類と内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」の作成を行うものです。平成 27 年 4 月からは、障害福祉サービス等のすべての支給決定に先立ち作成することとされています。

継続サービス利用支援とは、障がい者等又はその保護者が、支給決定の有効期間内において、継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切かどうか、一定の期間ごとに利用状況を検証し、その結果や障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービス等の利用に関する意向などを勘案しつつ、サービス等利用計画を変更し、新たな支給決定や支給決定の変更が必要であると認められる場合は、障がい者等又はその保護者に対して、支給決定等に係る申請の勧奨を行うものです。

指定計画相談支援については、申請者が希望するセルフプランを除き、必要なサービス量が確保されるよう、質的拡充も図りながら、障害福祉サービス等の利用者数等を勘案し、見込量を設定します。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
9,887 人分	11,193 人分	36,517 人分
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
34,611 人分	36,322 人分	38,035 人分

オ 指定地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

地域移行支援については、障害者支援施設や精神科病院等から地域生活へ移行する人数等を勘案して見込量を設定します。

地域定着支援については、居宅において単身で生活している障がい者や家族

の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者の人数、地域生活移行者数等を勘案して年間の見込量を設定します。

地域移行支援（※ 年間の実利用者数の見込量）

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
59 人分	49 人分	24 人分
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
76 人分	93 人分	102 人分

※ 横浜市は現時点で数値を見込んでいないため、横浜市を除く見込み量です。

地域定着支援（※ 年間の実利用者数の見込量）

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度（見込み）
39 人分	32 人分	17 人分
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
63 人分	73 人分	83 人分

※ 横浜市は現時点で数値を見込んでいないため、横浜市を除く見込み量です。

(2) 各年度における指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の種類ごとの必要な量の見込み

- 県の障がい福祉計画では、県内すべての市町村障がい福祉計画の数値を障がい保健福祉圏域ごとに集計して、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における、指定障害児通所支援、指定障害児相談支援の種類ごとのサービス見込量及びそれらの実施に関する考え方を定めます。また、指定障害児入所支援については、県、政令市及び児童相談所設置市の障がい福祉計画の数値を集計して、種類ごとのサービス見込量及びそれらの実施に関する考え方をあわせて定めます。

参考として、平成 27 年度以降の障害児通所支援等の利用実績を併記します。

- 次に示すサービス見込量は、政令市及び児童相談所設置市を含めた県全体における指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の各年度における「1 か月当たりの総量」（障がい保健福祉圏域ごとの内訳は 79 ページ以降に記載。）を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。なお、「人日分」で設定することとされているサービスについても、あわ

せて、利用者数の見込みを併記します。

「人日分」 「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」
で算出されるサービス量（たとえば10人が月に平均して20
日利用できるサービス量は200人日分となります。）
「人分」 月間の利用者数

ア 障害児通所支援

障害児通所支援については、児童福祉法の改正により、平成24年4月から従来の障がい種別で分かれていた体系が「児童発達支援」に一元化されるとともに、学齢期における支援を行う「放課後等デイサービス」や保育所等に通う障がい児に対する支援を行う「保育所等訪問支援」が創設され、平成30年4月からは、重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対する「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。

また、身近な地域において家族を含め、障がい児の「育ち」を支援していくためには、これらの支援を行う事業所と地域の関係機関が有機的に連携する必要があります。

そこで、障害児通所支援については、地域の実情に応じて、市町村において中核的支援施設として位置づけられた児童発達支援センターやそれに準じた機能を有する児童発達支援事業所を中心として、地域の事業所への支援や障がい児の家族への相談支援等、地域支援の強化を図ることとします。

(ア) 児童発達支援

児童発達支援とは、児童発達支援事業所や児童発達支援センターが障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与することをいいます。

児童発達支援については、身近な地域で質の高い療育を受けられる場を提供する観点から、平成32年度に3,705人が利用できるサービス見込量を設定します。

また、各市町村において主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保されるよう、支援していきます。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
36,755 人日分 (5,579 人分)	43,580 人日分 (7,084 人分)	46,407 人日分 (2,990 人分)
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
44,995 人日分 (3,217 人分)	49,271 人日分 (3,457 人分)	30,785 人日分 (3,705 人分)

※ 横浜市は現時点で人分の数値を見込んでいないため、横浜市を除く見込み量です。

(イ) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜及び治療を行うことをいいます。

医療型児童発達支援については、身近な地域で医療の提供も含めた、質の高い支援を必要とする障がい児が療育を受けられる場を提供する観点から、平成 32 年度に 54 人が利用できるサービス見込量を設定します。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
2,119 人日分 (293 人分)	2,422 人日分 (278 人分)	2,504 人日分 (48 人分)
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
2,595 人日分 (53 人分)	2,596 人日分 (53 人分)	2,617 人日分 (54 人分)

※ 横浜市、川崎市は現時点で人分の数値を見込んでいないため、横浜市、川崎市を除く見込み量です。

(ウ) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスとは、就学している児童について、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の便宜を供与することをいいます。

放課後等デイサービスについては、学校教育との相乗効果によって、障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進する観点から、平成 32 年度に 8,201 人が利用できるサービス見込量を設定します。

また、各市町村において主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保されるよう、支援していきます。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
87,731 人日分 (8,885 人分)	110,456 人日分 (13,363 人分)	134,598 人日分 (6,349 人分)
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
151,147 人日分 (6,946 人分)	172,560 人日分 (7,570 人分)	115,471 人日分 (8,201 人分)

※ 横浜市は人日分（平成 32 年度）と人分を、川崎市は人分を現時点で数値を見込んでいないため、横浜市、川崎市を除く見込み量です。

(エ) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援とは、重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児について、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の便宜を供与することをいいます。

居宅訪問型児童発達支援については、地域における児童の数の推移、障がい児等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、サービス見込量を設定します。

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
315 人日分 (20 人分)	370 人日分 (28 人分)	408 人日分 (31 人分)

※ 横浜市は人日分（平成 32 年度）と人分を、川崎市は人分を現時点で数値を見込んでいないため、横浜市、川崎市を除く見込み量です。

(オ) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援とは、保育所や児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児について、通所先の施設を訪問し、通所先施設の障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の便宜を供与することをいいます。

保育所等訪問支援については、保育所等での障がい児の受入れや安定した利用を促進する観点から、平成 32 年度に 203 人が利用できるサービス見込量を設定します。

また、各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制が構築されるよう、支援していきます。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
107 人日分 (82 人分)	93 人日分 (73 人分)	135 人日分 (91 人分)
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
197 人日分 (117 人分)	293 人日分 (168 人分)	356 人日分 (203 人分)

※ 横浜市と川崎市は現時点で人分の数値を見込んでいないため、横浜市と川崎市を除く見込み量です。

イ 障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいいます。

障害児支援利用援助とは、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用する障害児通所支援の種類と内容等を定めた「障害児支援利用計画案」を作成し、事業者やその他の者との連絡調整などを行い、障害児通所支援の種類と内容、担当者等を記載した「障害児支援利用計画」の作成を行うものです。平成 27 年 4 月からは、障害児通所支援のすべての給付決定に先立ち作成することとされています。

継続障害児支援利用援助とは、障がい児の保護者が、通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、障害児支援利用計画が適切かどうか、一定の期間ごとに利用状況を検証し、その結果や障がい児の心身の状況、その置かれている環境、障害児通所支援の利用に関する意向などを勘案しつつ、障害児支援利用計画を変更し、新たな通所給付決定や通所給付決定の変更が必要であると認められる場合は、障がい児の保護者に対して、給付決定等に係る申請の勧奨を行うものです。

指定障害児相談支援については、障害児通所支援の利用児童数等を勘案し、サービス見込量を設定します。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
5,286 人分	3,633 人分	7,959 人分
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
11,714 人分	13,348 人分	15,026 人分

ウ 障害児入所支援

障害児入所支援についても、障害児通所支援と同様に、平成 24 年 4 月から従来は障がい種別で分かれていた体系が医療の提供を行うかどうかによって「福祉型」と「医療型」に再編されました。

障害児入所施設については、専門的機能の強化を図ったうえで、地域において、様々なニーズに対応する療育機関としての役割を担うことが求められており、本県においても、被虐待児童等への対応、重症心身障がい児に対する専門的かつ手厚い支援、ライフステージに応じて適切な障害福祉サービス等につなげるための支援等、行政機関による措置のほか、施設に入所して支援を受けることが必要な障がい児に対する専門的機能の強化を図ることとします。

(ア) 福祉型障害児入所支援

福祉型障害児入所支援とは、入所する障がい児について、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことをいいます。

福祉型障害児入所支援については、児童相談所における相談受付状況や今後の施設整備の見込み等を考慮してサービス見込量を設定します。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
485 人分	480 人分	〇〇人分
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
〇〇人分	〇〇人分	〇〇人分

※児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置による入所を含む。

(イ) 医療型障害児入所支援

医療型障害児入所支援とは、入所する障がい児について、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことをいいます。

医療型障害児入所支援については、児童相談所における相談受付状況や今後の施設整備の見込み等を考慮してサービス見込量を設定します。

平成 27 年度実績	平成 28 年度実績	平成 29 年度 (見込み)
184 人分	184 人分	〇〇人分
平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
〇〇人分	〇〇人分	〇〇人分

※児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置による入所を含む。

【指定障害福祉サービス等の見込量】

(1か月当たりの見込量)

サービス種別	参考：平成29年度(見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ア 訪問系サービス				
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	379,185 時間分 (15,428 人分)	416,092 時間分 (16,751 人分)	440,200 時間分 (17,746 人分)	467,106 時間分 (18,949 人分)
イ 日中活動系サービス				
生活介護	328,521 人日分 (18,207 人分)	344,676 人日分 (19,062 人分)	354,142 人日分 (19,630 人分)	366,860 人日分 (22,282 人分)
自立訓練 (機能訓練)	1,676 人日分 (134 人分)	2,023 人日分 (152 人分)	2,068 人日分 (157 人分)	2,186 人日分 (164 人分)
自立訓練 (生活訓練)	7,439 人日分 (472 人分)	8,235 人日分 (523 人分)	8,622 人日分 (546 人分)	9,056 人日分 (569 人分)
就労移行支援	45,740 人日分 (2,996 人分)	53,655 人日分 (3,110 人分)	60,854 人日分 (3,494 人分)	69,522 人日分 (3,951 人分)
就労継続支援A型	31,907 人日分 (1,685 人分)	34,069 人日分 (1,761 人分)	36,380 人日分 (1,881 人分)	38,938 人日分 (2,014 人分)
就労継続支援B型	174,486 人日分 (10,475 人分)	190,815 人日分 (11,465 人分)	205,117 人日分 (12,355 人分)	220,980 人日分 (13,315 人分)
就労定着支援		757 人分	894 人分	1,018 人分
療養介護	831 人分	888 人分	905 人分	922 人分
短期入所	21,835 人日分 (4,127 人分)	24,171 人日分 (4,516 人分)	25,284 人日分 (4,757 人分)	26,399 人日分 (5,013 人分)
ウ 居住系サービス				
自立生活援助		127 人分	139 人分	153 人分
共同生活援助	8,309 人分	8,777 人分	9,215 人分	9,683 人分
施設入所支援	4,970 人分	4,957 人分	4,935 人分	4,893 人分
エ 指定計画相談支援				
指定計画相談支援	36,517 人分	34,611 人分	36,322 人分	38,035 人分
オ 指定地域相談支援 (※ 年間の実利用者数の見込量)				
地域移行支援	24 人分	76 人分	93 人分	102 人分
地域定着支援	17 人分	63 人分	73 人分	83 人分

※ 「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

(例：10人が月に平均して20日利用できるサービス量は200人日分となります。)

【障害児通所支援・障害児入所支援等の見込量】

(1か月当たりの見込量)

サービス種別	参考：平成 29 年度(見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ア 障害児通所支援				
児童発達支援	46,407 人日分 (2,990 人分)	44,995 人日分 (3,217 人分)	49,271 人日分 (3,457 人分)	30,785 人日分 (3,705 人分)
医療型児童発達支援	2,504 人日分 (48 人分)	2,595 人日分 (53 人分)	2,596 人日分 (53 人分)	2,617 人日分 (54 人分)
放課後等 デイサービス	134,598 人日分 (6,349 人分)	151,147 人日分 (6,946 人分)	172,560 人日分 (7,570 人分)	115,471 人日分 (8,201 人分)
居宅訪問型児童発達 支援		315 人日分 (20 人分)	370 人日分 (28 人分)	408 人日分 (31 人分)
保育所等訪問支援	135 人日分 (91 人分)	197 人日分 (117 人分)	293 人日分 (168 人分)	356 人日分 (203 人分)
イ 障害児相談支援				
障害児相談支援	7,959 人分	11,714 人分	13,348 人分	15,026 人分
ウ 障害児入所支援				
福祉型障害児入所施 設	〇〇人分	〇〇人分	〇〇人分	〇〇人分
医療型障害児入所施 設	〇〇人分	〇〇人分	〇〇人分	〇〇人分

※ 「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

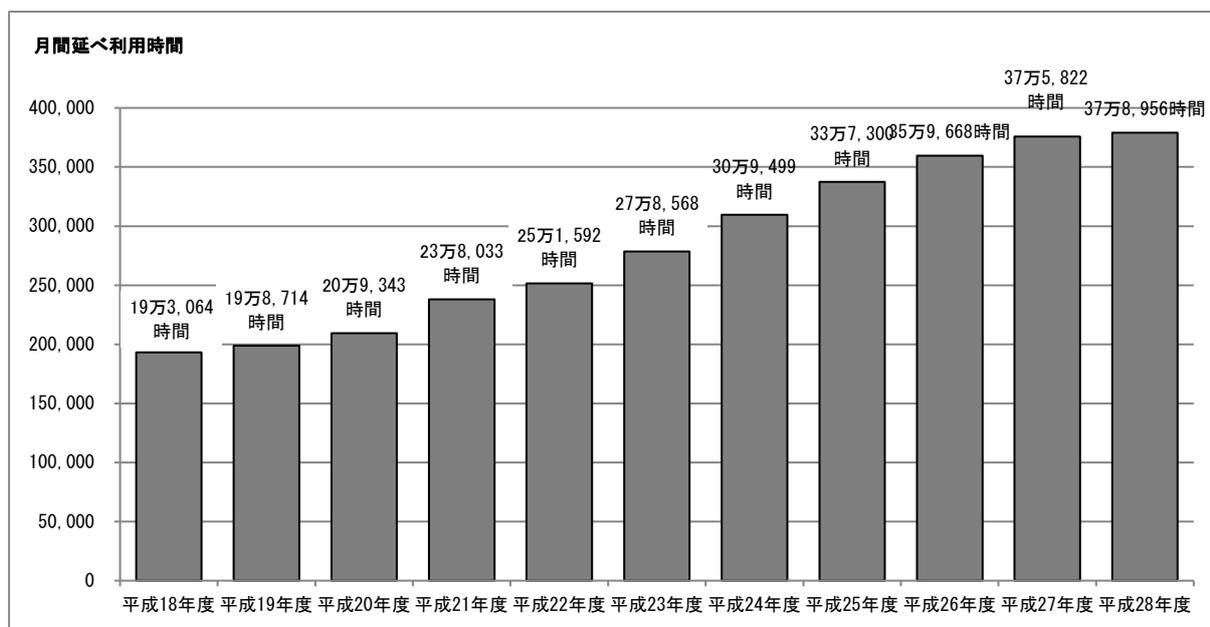
(例：10人が月に平均して20日利用できるサービス量は200人日分となります。)

(3) 指定障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策

ア 指定障害福祉サービスの利用動向

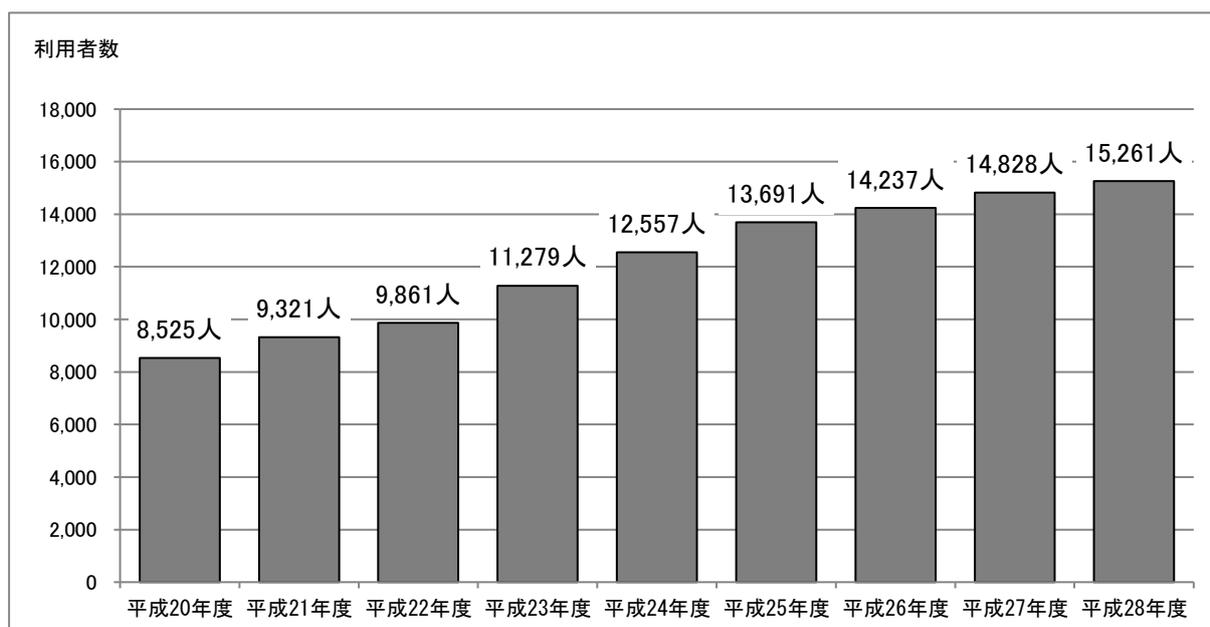
指定障害福祉サービスの利用実績は、障害者自立支援法施行後、着実に拡大してきました。主なサービスの利用動向は、次のとおりです。

【参考 1 - 1 ホームヘルプサービスの利用時間の推移】



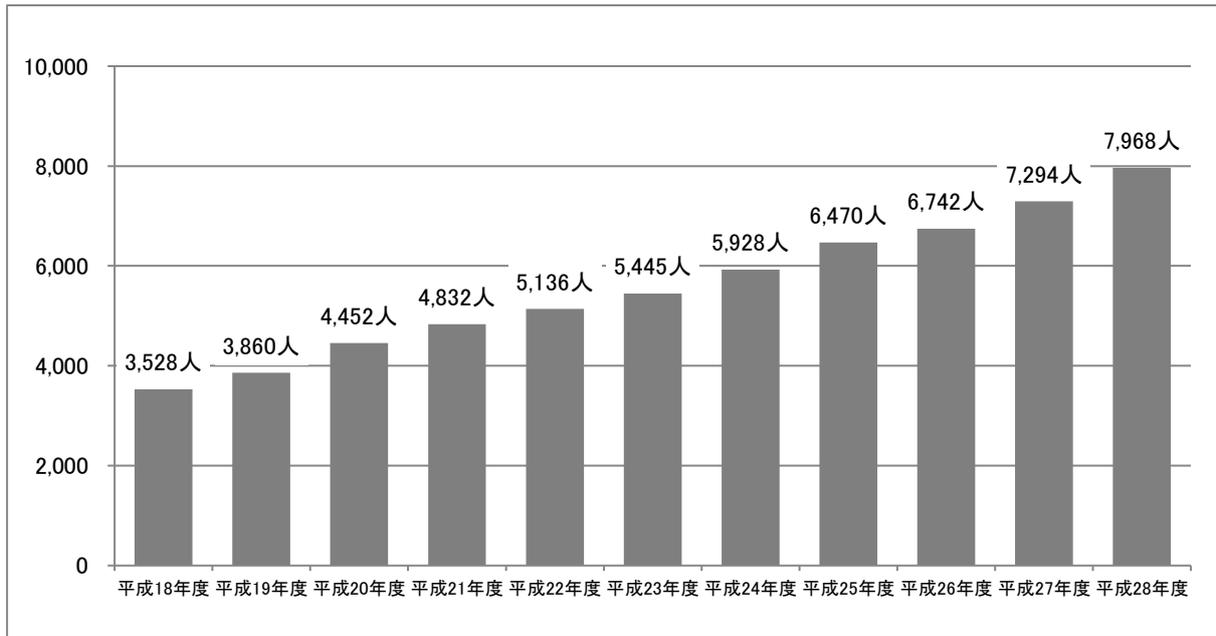
○ 平成 28 年度の月間延べ利用時間は、平成 18 年度の約 2 倍です。

【参考 1 - 2 ホームヘルプサービスの利用者数の推移】



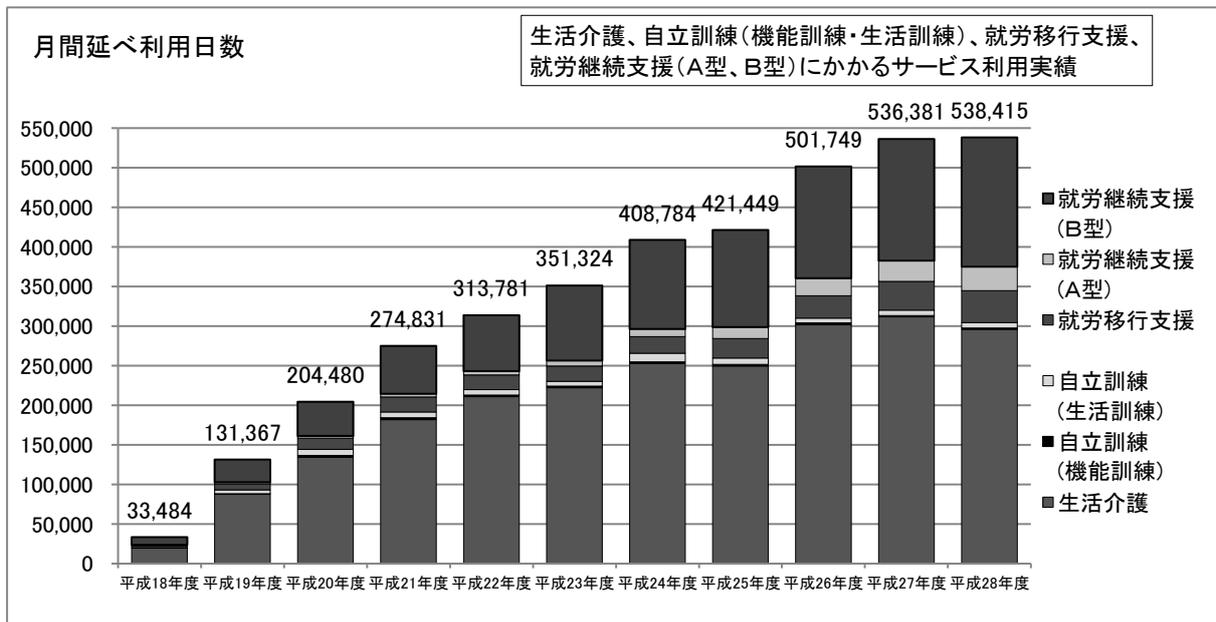
○ 平成 28 年度の利用者数は、平成 20 年度の約 1.8 倍です。

【参考2 グループホームの利用者数の推移】



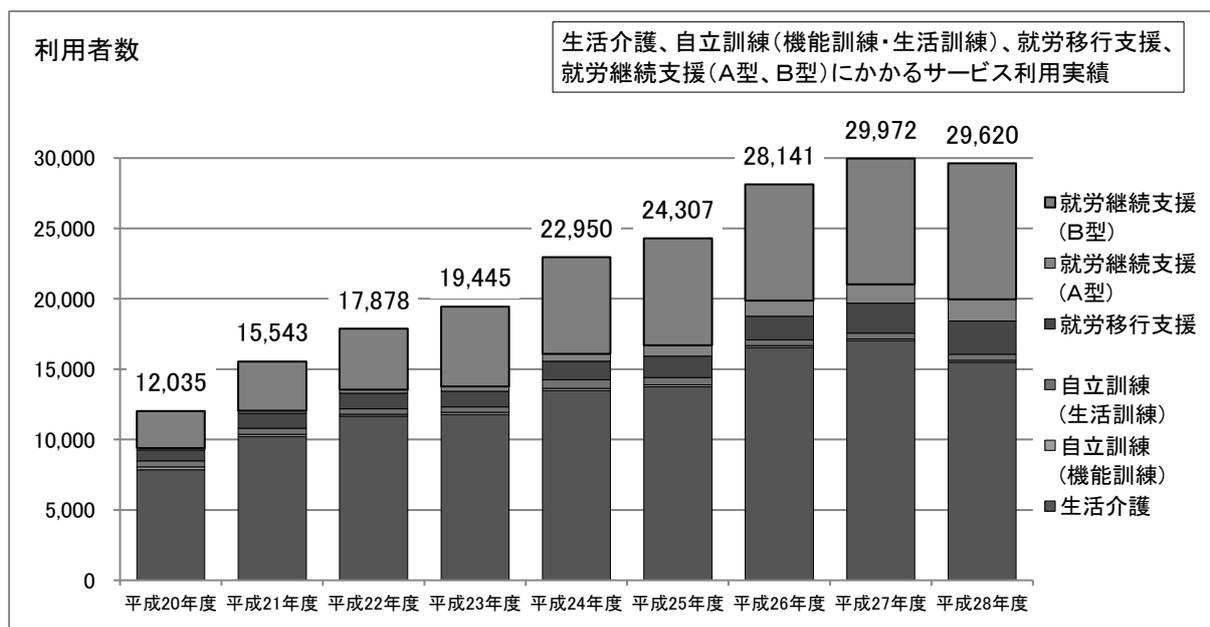
○ 平成28年度の利用者数は、平成18年度の約2.6倍です。

【参考3-1 日中活動系サービス（6類型）の月間延べ利用日数の推移】



○ 日中活動系サービスの利用実績は、増加しています。

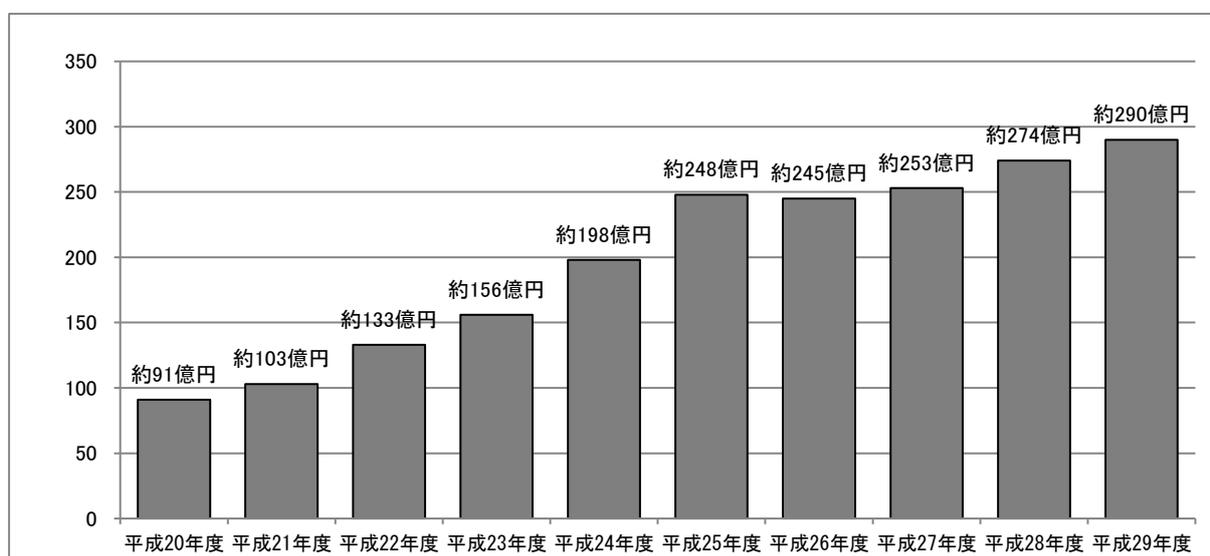
【参考3-2 日中活動系サービス（6類型）の利用者数の推移】



- 年度やサービスにより減がある場合もありますが、利用者数も増加しています。

【参考4 サービスの利用拡大に伴う給付費の動向】

障害福祉サービス費等負担金（当初予算ベース）



- 指定障害福祉サービスの提供に要する経費について、県では、障害者総合支援法に基づき、市町村が支弁する額の4分の1相当分を負担し、国及び市町村とともに、障がい者等のサービスの利用を支えています。

サービスの利用拡大などに伴い、障害福祉サービス費等負担金の県の当初予算額は、平成20年度と平成29年度を比較すると約3.2倍に伸びています。

イ 指定障害福祉サービス等の提供体制の整備

平成 30 年度から平成 32 年度までの第 5 期の障がい福祉計画においても、新たに設定した指定障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて、老朽化対策等により、必要な既存施設の機能を維持するほか、引き続き、サービス提供体制の整備を図っていきます。

その主な方策は、次のとおりです。

(ア) 多様な事業者の参入とサービスの質の確保

障害者総合支援法及び児童福祉法では、規制緩和により多様なサービス提供主体が参入し、障がい者等の選択の幅が広がることを期待していますが、単にサービスの供給量が増大するだけでなく、質の高いサービスを、ニーズに応じて組み合わせることが大切です。

県は、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、また、事業者によるサービスの質の向上が図られるよう、平成 30 年度から障害福祉サービス等の情報公表制度を導入し、適切に運用します。

また、市町村と協力して、地域の実情に応じた質の高いサービスが、多様な事業者の参入によって確保され、またサービス事業者の切磋琢磨によりサービスの水準が向上していく、そうした好ましい循環ができるよう、人材育成や事業所の指導などに取り組みます。

(イ) 地域生活支援のための施設機能の活用

施設については、重度・重複障がい者などにとっての「住まいの場」としての機能に加え、専門的なノウハウや人材を生かし、地域で暮らす障がい者に対する支援や、地域福祉の拠点としての機能強化及び障がい者一人ひとりのニーズに応じた多様な事業展開を行っていくことなどが期待されています。

こうした施設機能は、障がい者の地域での暮らしを支えるための重要な社会資源になるものと考えられることから、県は、「障害者地域生活サポート事業」を推進する市町村を支援することなどにより、施設の積極的な取組みを促進します。

(ウ) グループホームの設置促進

地域における重要な住まいの場であるグループホームの設置を促進するため、障がい者グループホーム等サポートセンターにおいて、グループホームの設置を考える法人等に対し、グループホームの設置・運営に関する助言

等を行うとともに、職員の支援技術向上のための研修を実施します。

また、県は、重度障がい者等のグループホームの整備を促進するとともに、市町村と協力して、グループホームの運営に対する支援を実施します。

精神障がい者のグループホームについても、精神障がい者を支援するグループホームの人材養成することにより、設置の支援を実施します。

(エ) 医療的ケアや精神障がいに対応できる人材の養成

県では、施設と在宅の両面で、障がい者等が安心して医療的ケアを受けられるための人材養成を進めます。

また、障がい特性から、対応に専門性が求められる精神障がい者へのホームヘルプサービス等についても、すべての障がい保健福祉圏域を対象に、精神障害者ホームヘルパー研修を実施し、必要な知識や技術を習得したホームヘルパーの養成と支援技術の向上を図ります。

(オ) 障害福祉サービス等地域拠点事業所の配置と日中活動の場の確保

県では、平成 23 年度から、障がい特性により支援が困難なケースや、緊急的な支援が必要なケースに、年間を通じて夜間の支援も含めて対応できる体制を整備するため、県と市町村が協力して、障害福祉サービス等地域拠点事業所の配置を行いました。

また、施設・病院からの地域生活への移行や、増加する特別支援学校の卒業生などの受皿となる日中活動の場を確保するため、在宅の重度障がい者等の生活介護事業所などの整備を促進するとともに、障がい者の福祉的就労に係る支援を行います。

(カ) 緊急時や介護者のレスパイトのための短期入所の充実

短期入所事業所が、在宅の重度障がい者等の障がい特性に応じたサービスを提供するために必要な施設・設備の整備を促進するとともに、障がい者の地域生活移行に対応するため、市町村に対し、介護者のレスパイト（休息）の拡大を図る事業を支援します。

(キ) 相談支援従事者の養成・確保と相談支援体制の充実

障がい者の地域等での自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かくケアマネジメントを実施する必要がありますが、本県では相談支援専門員の人数が不足し、また能力や資質に不安を抱える相談支援専門員が多いため、相談支援専門員の養成に必須と

されている相談支援従事者研修に加え、相談支援従事者のスキルアップのための研修や主任相談支援専門員（仮称）の養成のための研修の実施、相談支援事業所への人材養成・確保等の支援のほか、地域の中核となる基幹相談支援センターの機能強化・設置促進など、相談支援体制の充実強化に取り組みます。

（ク）その他の方策

地域で生活する障がい者等が、日中活動の場への移動がしやすいような環境等の整備を行うとともに、医療費の助成や地域活動支援センターへの支援を行う市町村への助成、民間企業等への障がい者の理解促進の研修、障がい者の芸術文化活動の振興など、地域で福祉サービスを利用する障がい者等への支援を行います。

6 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

(1) 指定障害者支援施設

平成 32 年度までの各年度における県内の指定障害者支援施設の必要入所定員総数については、福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る成果目標及び今後の定員見込みなどを勘案し、次のとおり設定します。

なお、福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る成果目標や施設入所支援のサービス見込量においては、施設の所在地が県内か県外かを問わず、県内の市町村が支給決定を行う対象者数を推計していますが、ここでは、指定権者が障害者総合支援法第 38 条第 1 項の規定に基づいて指定する県内の施設の入所定員総数を示しています。

また、18 歳以上の福祉型障害児入所施設入所者（継続入所者）については、必要入所定員総数の設定に当たっては、これを除いて設定しています。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
必要入所定員総数	4,915 人	4,915 人	4,962 人

※ 平成 32 年度には川崎市内で 47 人分の施設の整備が計画されています。

※ なお、第 5 期計画期間外ですが、平成 33 年度には津久井やまゆり園の再生整備に伴い、6 人分の増加が見込まれています。

※ 長期入所が常態化している利用者が少ない旧身体障害者更生施設や旧精神障害者生活訓練施設の入所定員数も加えています。

(2) 指定障害児入所施設等

平成 32 年度までの各年度における県内の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数については、継続入所者の障害福祉サービス等への移行に係る成果目標及び今後の定員見込みなどを勘案し、次のとおり設定します。なお、ここでは、県が児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づいて指定する県内の指定障害児入所施設及び厚生労働大臣が指定する指定発達支援医療機関の入所定員総数を示しています。

また、指定医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の定員総数には、一体的に運営される指定療養介護事業所の定員数を含めて設定しています。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
必要入所定員総数	1,595 人	1,595 人	1,595 人
うち福祉型	612 人	612 人	612 人
うち医療型及び指 定発達支援医療機関	983 人	983 人	983 人

7 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上等のために講ずる措置

(1) サービス提供に係る人材の確保・育成

指定障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、相談支援専門員、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者などに対する研修事業を実施し、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保と資質の向上を計画的に図っていきます。

障がい者の地域等での自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細やかなケアマネジメントが実施できるよう相談支援専門員の養成確保に向けた相談支援従事者研修に加え、相談支援従事者のスキルアップのための研修や主任相談支援専門員（仮称）の養成のための研修等を実施するなど、相談支援体制の充実強化を図ります。

また、障がい者等が地域で生活するには、グループホーム等の職員の確保も必要なため、グループホームの運営の支援や、グループホーム等の職員を対象とした支援技術の向上を図るための研修、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアに関する研修、精神障害者ホームヘルパーの養成等を行う研修、強度行動障害のある方の支援者養成研修など、独自に取り組んでいる人材養成事業も含めて、サービス提供人材の確保と資質の向上を図っていきます。

さらに、地域生活に移行した重度障がい者を支えるため、強度行動障害などの支援困難な障がい者を受け入れて支援しているグループホームに対して指導・助言を行う仕組みづくりにも取り組みます。

研修事業の実施に当たっては、利用者の意思表示に基づく支援を行うため、支援を行う側と支援を受ける側との共通理解を図り、実際の支援の場での適切な対応に生かしていくよう、障がい者等や家族の視点に立った講義を盛り込むなど、県独自の視点からカリキュラムの充実を図ることとします。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査

障害福祉サービス利用者が安心して質の高いサービスを利用できるよう、また、サービス提供事業者等の健全な経営を確保するため、県は、指定障害福祉サービス事業者等に対して、指定基準等を遵守するよう必要な指導や監査を行います。

(3) 障がい者等の権利擁護の推進

ア 権利擁護相談体制づくりの推進

「かながわ成年後見推進センター」を拠点に成年後見制度の利用の促進を図ります。また、神奈川県社会福祉協議会が行う福祉サービスの利用援助事業や

福祉サービスに関する苦情相談に対応する「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」の運営等を支援します。

イ 障がい保健福祉圏域における権利擁護の推進

県は、障がい保健福祉圏域における相談支援のネットワークの構築を図るため、県全体の自立支援協議会に加え、複数の市町村にまたがる5つの障がい保健福祉圏域に圏域自立支援協議会を設置しています。

圏域自立支援協議会においては、その機能の一環として、各障がい保健福祉圏域における権利擁護の推進を図っていきます。

(4) 障がい者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえ、神奈川県障害者自立支援協議会のもとに、権利擁護部会を設置し、障がい者虐待の未然防止及び虐待を受けた障がい者への支援の取組みなどについて検討を行うとともに、神奈川県障害者権利擁護センターの機能を設け、虐待防止に向けたしくみづくりを推進します。

また、7(1)に記載したグループホーム等の職員を対象とした研修の中では、支援技術の向上と合わせて、人権意識に関する内容にも重点を置き、職員の意識啓発に努めています。

さらに、相談支援専門員に対して、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見について周知を図ってまいります。

(5) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

評価機関の認証、評価調査者の養成、評価結果の公表等を担う「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」の運営を支援することにより、福祉サービスの第三者評価を推進します。

8 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 県が実施する地域生活支援事業に関する考え方

ア 「かながわ障害者計画」の理念の具体化

県は、地域生活支援事業の柔軟性を生かしながら、「ひとりひとりを大切に
する」ことを基本理念として、障がい者の自立及び社会参加を推進するため、
障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去する
ために、県が取り組むべき施策の基本的な方向を定め、障がい者等の地域生活
を支援する事業を展開していきます。

イ 施策推進の方向

(ア) 「生きにくさ・暮らしにくさ」に着目したサービスの提供

事業の性質上利用者が限定されるものを除き、基本的には、障がい者等が
「どの障がい種別に該当するか」ではなく、その人が日常生活で直面してい
る「生きにくさ・暮らしにくさ」という点から「必要な人に必要なサービ
スを」提供していきます。

(イ) 発達障がいや高次脳機能障がいへの対応

発達障がい者や高次脳機能障がいについては、「生きにくさ・暮らしにく
さ」に対応した福祉サービスを利用できるよう、広域的、専門的な立場から
支援します。

(ウ) 市町村と県の重層的な支援体制の構築

本県独自の取組みとして、障がい保健福祉圏域レベルでの支援を強化する
ことにより、市町村、障がい保健福祉圏域、県全体という、市町村と県の連
携による重層的な支援体制を構築していきます。

ウ 市町村の地域生活支援事業との役割分担

市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項は、各市町村の障がい福祉計
画に定められますが、障がい者等の地域生活についての一般的な支援は市町村
が行い、県は専門的、広域的な支援や人材育成などを主な役割とします。

なお、地域生活支援事業については、原則として大都市特例の適用がありま
せんが、従来、政令市等が実施してきた事業のうち、事業の継続性などから、
引き続き政令市等が実施した方が適切と思われる事業については、事業の実施
を委託することにより円滑な実施を図ります。

(2) 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み

第5期障がい福祉計画では、平成30年度から平成32年度までの各年度における県が実施する地域生活支援事業の量の見込みを定めます。

ア 専門性の高い相談支援事業

(ア) 発達障害者支援センター運営事業

自閉症などの発達障がいがある人への専門的な支援を行うために県立中井やまゆり園に設置した発達障害支援センター「かながわA(エース)」において、発達障がい児者のライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、福祉、保健、医療、教育、労働、民間支援団体などと連携して発達障がい児者及びその家族を支援します。

また、身近な地域で発達障がいに係る支援が行われるよう市町村や相談支援事業者等に対する支援の充実を図ります。

さらに、発達障害者地域支援マネージャーを各保健福祉圏域に配置し、かながわA(エース)と連携して地域の関係機関に対する発達障害支援のノウハウの普及と重層的な地域支援体制の強化に取り組んでいます。

年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施見込か所数	1か所	1か所	1か所
利用見込者数	1,200人	1,200人	1,200人

[政令市(横浜市・川崎市・相模原市)については、別途実施されます。]

県は、身近な地域で発達障がいに係る支援が行われるよう、市町村や相談支援事業者等に対する支援の充実を努めており、地域の相談支援事業者が相談に応じるケースも増えてきています。こうしたことを踏まえ、利用者数を見込みました。

(イ) 障害者就業・生活支援センター事業

障がい者が、より自立した職業生活を送れるよう、障害者就業・生活支援センターにおいて、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携のもとで、就職や職場定着など就業面への支援とともに、日常生活の自己管理や住居に関する助言など生活面への支援を一体的に行います。

障がい者の就労支援及び生活支援に対応するため、関係機関との連携を密に図り、引き続き、きめ細やかな支援を行います。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	8 か所	8 か所	8 か所

[障害者就業・生活支援センターについて]

障害者就業・生活支援センターは、本県の地域就労援助センターの取組みを参考にして、国が障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき制度化したものです。

(ウ) 高次脳機能障害支援普及事業

神奈川県総合リハビリテーションセンターを高次脳機能障がい者に対する支援拠点機関として位置づけ、支援コーディネーターによる専門的な相談支援や研修事業などを実施します。

また、高次脳機能障がい者に対する支援は、支援拠点機関と地域の支援機関との連携が重要であることから、神奈川県総合リハビリテーションセンターを中心に、横浜市、川崎市、相模原市など各地域の相談支援機関や就労支援機関など、様々な関係機関が参加する連携、調整のための組織を通じ、地域支援ネットワークの充実や支援提供体制のさらなる整備に向けた検討を進めていきます。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1 か所
実利用見込者数 (相談支援)	600 人	600 人	600 人

(エ) 障害児等療育支援事業

在宅の障がい児等の地域における生活を支えるため、県立総合療育相談センターの療育機能の充実を図るとともに、地域の療育機関に対する定期的な巡回支援や個別・集団による療育指導等を通じ、市町村や療育機関との重層的な連携のもとに療育支援を行っていきます。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1 か所

[政令市、中核市については、別途実施されます。]

イ 広域的な支援事業

(ア) 相談支援体制整備事業等

① 神奈川県障害者自立支援協議会

県全体の相談支援体制等の整備を図るため、神奈川県障害者自立支援協議会を設置し、市町村や圏域自立支援協議会と連携して重層的な相談支援体制を確保していきます。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1 か所

② 相談支援体制整備事業（圏域自立支援協議会）

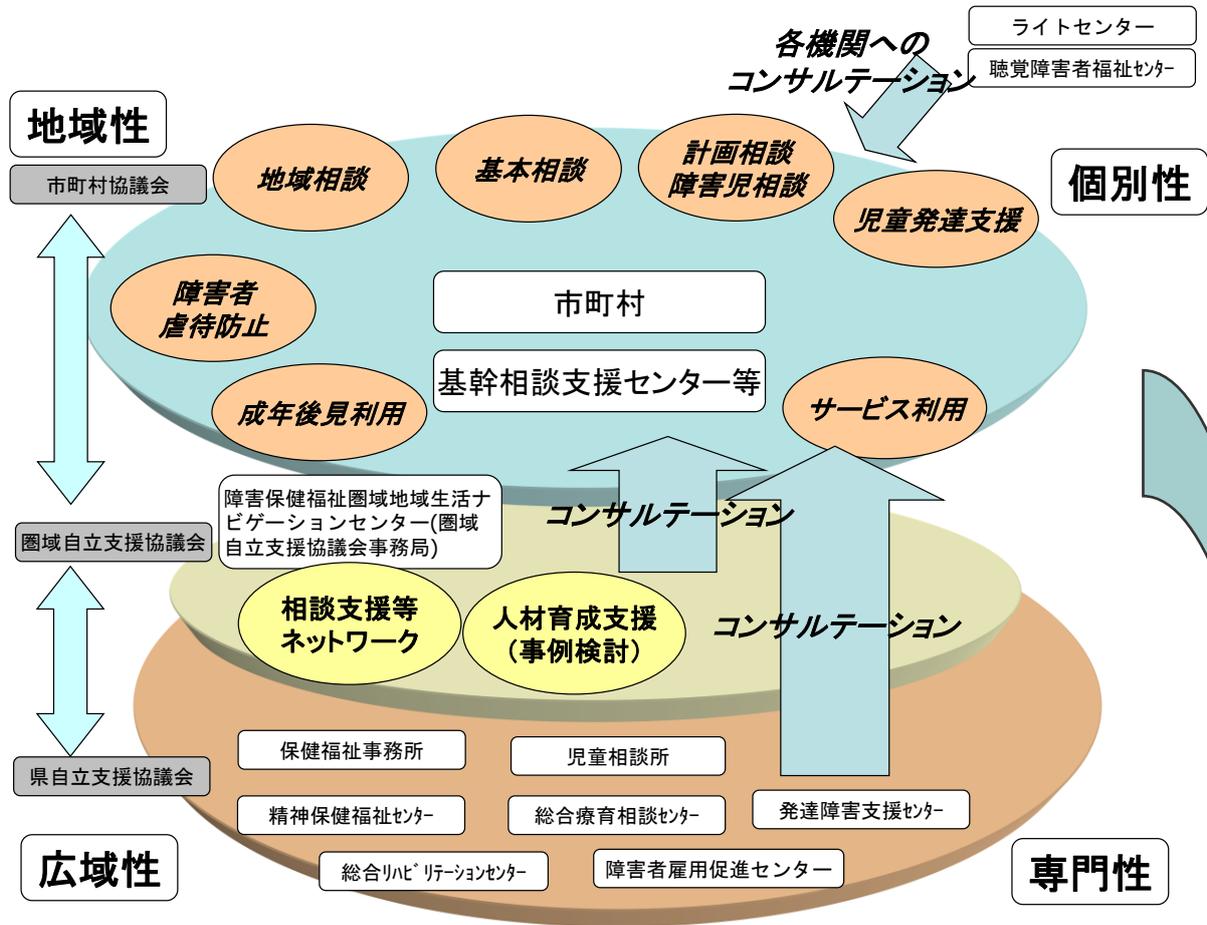
5つの障がい保健福祉圏域に圏域自立支援協議会を設置し、市町村の重層的な相談支援体制を確保していきます。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	5 か所	5 か所	5 か所
相談支援に関する アドバイザー見込 者数	5 人	5 人	5 人

〔圏域自立支援協議会の設置圏域〕

圏域自立支援協議会は、障がい保健福祉圏域が複数の市町村にまたがる横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県央及び県西の5つの障がい保健福祉圏域に設置しています。

県と市町村の重層的な相談支援体制の構築



- 市町村事業
 - ・地域性に応じた個別的な支援
 - ・一般相談支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援
 - ・児童発達支援の整備
 - ・成年後見制度利用支援
 - ・基幹相談支援センターの設置
- 障害保健福祉圏域ネットワーク形成事業（5圏域）
 - ・圏域自立支援協議会の運営、市町村協議会の支援
 - ・相談支援等のネットワーク形成
 - ・圏域における地域課題の把握
- 県事業
 - ・専門性の高い相談支援
 - ・広域的な対応が必要な支援
 - ・人材育成 等

* コンサルテーション…専門機関による個別事例に対する診断、技術的助言等

(イ) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

① 地域生活支援広域調整会議等事業

精神障がい者の地域生活への移行に向けた地域の支援体制整備について、広域的な視点で検討する調整会議を開催します。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催見込回数	1 回	1 回	1 回

② 地域移行・地域生活支援事業

精神障がい者が住み慣れた地域で、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、長期入院患者の地域生活への移行や、地域生活を継続するための支援を行います。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ピアサポーター 見込数	50 人	50 人	50 人

③ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

災害派遣精神医療チームの体制整備について、定期的に確認をするために、4 県市で年 2 回の会議を開催予定です。

なお、体制整備がされることにより会議の開催回数は減少していきます。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催見込数	2 回	2 回	2 回

(ウ) 発達障害者支援地域協議会の運営

地域における発達障がい者等の課題について、情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う発達障害者支援地域協議会（「神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会」）を設置し、発達障がい者支援の充実を図ります。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催見込み回数	2 回	2 回	2 回

(エ) 発達障害支援体制整備事業

発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村、事業所、医療機関等の発達障がい児者の支援を行う機関に対し、総合的な助言等を行い、地域支援機能の強化を図ります。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所
利用件数	180 件	180 件	180 件

(オ) 自発的活動支援事業

障がい当事者である相談支援専門員を配置し、障がい者等の自立生活及び社会参加へ向けた相談を実施します。

※H29年4月1日時点で自発的活動支援のピアサポート未実施市町村対象

→確認中

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
配置見込数	100 人	100 人	100 人

ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業

(ア) 障害支援区分認定調査員等研修事業

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者介護給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員等に対する研修を行い、資質の向上を図ります。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
受講見込者数	300 人	300 人	300 人

(イ) 相談支援従事者研修事業

相談支援専門員の資格要件として相談支援事業に従事する者に対し、相談技術の習得を目的とした初任者研修及び日常の相談業務の検証等を目的とした現任研修を行うことにより相談支援に係る人材養成を行います。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
受講見込者数	1,000 人	1,120 人	1,070 人

(ウ) サービス管理責任者研修事業

サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために事業所や施設に配置されるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を行います。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
養成見込者数	1,400 人	2,000 人	2,000 人

(エ) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

市町村の地域生活支援事業である意思疎通支援事業のために必要な専門性の高い人材を確保するため、手話通訳者及び要約筆記者を養成するとともに、スキルアップのための現任研修事業を実施します。

手話通訳者養成研修事業

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
養成見込者数	20 人	20 人	20 人

要約筆記者養成研修事業

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
養成見込者数	35 人	35 人	35 人

[政令市・中核市（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）については、別途実施されます。]

(オ) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

視覚障がいと聴覚障がい重複している盲ろう者の通訳・介助員派遣事業を担う通訳・介助員を養成するとともに、養成した通訳・介助員のスキルアップのための現任研修事業を実施します。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
養成見込者数	25 人	25 人	25 人

(カ) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業

強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めます。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
受講見込者数	640 人	640 人	640 人

(キ) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業

強度行動障害を有する者に対し、適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めます。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
受講見込者数	280 人	280 人	280 人

エ その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

(ア) 日常生活支援

① オストメイト社会適応訓練事業

オストメイト（人工肛門、人工膀胱を造設している人）に対するストーマ用装具や社会生活に関する講習を行うことにより、社会参加を促進します。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1 か所
受講見込者数	1,000 人	1,000 人	1,000 人

② 音声機能障害者発声訓練事業

喉頭の摘出により音声機能を喪失した人に対して発声訓練を行うことにより、社会参加を促進します。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1 か所
利用見込者数	2,300 人	2,300 人	2,300 人

③ 障害者歯科診療体制推進事業

歯科医師・歯科衛生士を対象に、障がい者の診療に必要な知識・技術修得のための研修を実施します。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込者数	300 人	300 人	300 人

(イ) 情報支援等事業

① 手話通訳設置事業

聴覚障がい者等が県庁及びその周辺の県機関に来庁した際のコミュニケーションを円滑に行うために手話通訳者を配置します。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1 か所

②手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、市町村域を超えた広域的な派遣等について、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

手話通訳者派遣事業

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込件数	290 件	290 件	290 件

要約筆記者派遣事業

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込件数	190 件	190 件	190 件

③ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者に通訳・介助員を派遣してコミュニケーション及び移動等の支援を行うことにより、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込件数	2,200 件	2,200 件	2,200 件

④ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

聴覚障がい者等が自立した日常生活・社会生活を行うことができるようにするため、市町村域又は都道府県域を越えた派遣について、市町村相互の調整を行います。

(ウ) 障害者 I T 利活用推進事業

① 障害者 I T サポートセンター運営事業

障がい者等に対応した I T 機器やソフトウェアの情報を提供するとともに、I T に係る相談等により、障がい者の社会参加を促進します。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1 か所

② パソコンボランティア養成・派遣事業

障がい者等のパソコン利用を支援するパソコンボランティアの養成等を行います。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1 か所

(エ) 社会参加促進事業

① 障害者社会参加推進センター運営事業

障がい者等自らが社会参加促進施策を実施する神奈川県障害者社会参加推進センターを運営し、情報収集・提供事業、研修会等開催事業及び普及啓発・社会参加促進事業を行います。

社会参加推進センター運営事業については、県が実施するほか、これまで事業を実施してきた横浜市、川崎市に委託することにより、事業の継続性等に配慮しながら 3 か所で実施することとします。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	3 か所	3 か所	3 か所

② 身体障害者補助犬給付事業

身体障がい者の自立及び社会参加の促進を図るため、身体障害者補助犬

法等に規定された訓練事業者に対し、身体障害者補助犬の育成給付を行う事業を委託することにより、身体障がい者に身体障害者補助犬を給付します。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
給付見込者数	5 人	5 人	5 人

③ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ、レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力の増強、交流、余暇の活用等に資するとともに、障がい者スポーツの普及を図るため、スポーツ指導員の養成やスポーツ大会の開催などのスポーツを推進する取組みを行います。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	3 か所	3 か所	3 か所

(オ) 権利擁護支援

障害者虐待防止対策事業

障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がい者を支援する人材を養成するための研修を開催するとともに、県が機能を持つ障害者権利擁護センターの法的専門性を確保します。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1 か所
受講見込者数	100 人	100 人	100 人

(カ) その他 新規事業

① 工賃向上計画支援事業

障がい者が、工賃の向上を通じて、地域で生き生きとその人らしく暮らせるよう、就労継続支援B型事業所などの生産活動を充実させ、支援力の向上を図る取組みを行います。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1 か所

②医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材や、支援を総合的に調整する人材を養成します。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	1 か所	1 か所	1 か所
養成見込数 (支援者)	120 人	120 人	120 人
養成見込数 (コーディネーター)	10 人	10 人	10 人

③アルコール関連問題

→確認中

④「心のバリアフリー」推進事業

民間企業などにおいて、障がい者に対する取組みの中心的な役割を担う心のバリアフリー推進員を養成します。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	4 か所	4 か所	4 か所
養成見込数	50 人	50 人	50 人

⑤特別促進事業(自閉症・発達障害支援)

自閉症児者に対する専門の医師を月 1 回程度、各児童相談所に配置し、相談機能を強化します。

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込か所数	5 か所	5 か所	5 か所

⑥医療型短期入所事業所開設支援

→確認中

(3) 各事業の見込量の確保のための方策

ア 県がこれまで行ってきた相談支援、人材育成、社会参加の促進などに係る各種の取組みを基礎に、地域生活支援事業として一層の充実を図ります。

イ 障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）が施行される以前から、政令市等が実施してきた事業のうち、事業の継続性などから、引き続き政令市等が実施した方が適切と思われる事業については、事業の実施を委託することにより円滑な実施を図ります。

ウ 県及び圏域自立支援協議会等を通じ、様々な分野の専門家などの意見を聴きながら、障がい保健福祉圏域の地域特性等に配慮した事業展開を図ります。

エ 「かながわ障害者計画」で示した障がい者等の地域生活を支える理念を広く共有し、障がい者等、家族、支援者などとの協働により地域生活支援事業の発展を目指します。

【県の地域生活支援事業の一覧】

事業名	見込み	平成30年度	平成30年度	平成31年度
ア 専門性の高い相談支援事業				
(ア) 発達障害者支援センター運営事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所
	利用者数	1,200人	1,200人	1,200人
(イ) 障害者就業・生活支援センター事業	実施か所数	8か所	8か所	8か所
(ウ) 高次脳機能障害支援普及事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所
	相談支援者数	600人	600人	600人
(エ) 障害児等療育支援事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所
イ 広域的な支援事業				
(ア) 相談支援体制整備事業等				
①神奈川県障害者自立支援協議会	実施か所数	1か所	1か所	1か所
②相談支援体制整備事業(圏域自立支援協議会)	実施か所数	5か所	5か所	5か所
(イ) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業				
①地域生活支援広域調整会議等事業	開催数	1回	1回	1回
②地域移行・地域生活支援事業	ピアサポーター数	50人	50人	50人
③災害派遣精神医療チーム体制整備事業	開催数	2回	2回	2回
④発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	開催数	2回	2回	2回
⑤発達障害支援体制整備事業	実施か所数	5か所	5か所	5か所
	利用件数	180件	180件	180件
ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業				
(ア) 障害支援区分認定調査員等研修事業	受講者数	300人	300人	300人
(イ) 相談支援従事者研修事業	受講者数	1,000人	1,120人	1,070人
(ウ) サービス管理責任者研修事業	養成者数	1,400人	2,000人	2,000人
(エ) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	養成者数(手話)	20人	20人	20人
	養成者数(要約筆記)	35人	35人	35人

事業名		見込み	平成30年度	平成30年度	平成31年度
(オ) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	養成者数		25人	25人	25人
(カ) 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業	受講者数		640人	640人	640人
(キ) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業	受講者数		280人	280人	280人
エ その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業					
(ア) 日常生活支援					
①オストメイト社会適応訓練事業	実施か所数		1か所	1か所	1か所
	受講者数		1,000人	1,000人	1,000人
②音声機能障害者発声訓練事業	実施か所数		1か所	1か所	1か所
	利用者数		2,300人	2,300人	2,300人
③障害者歯科診療体制推進事業	利用者数		300人	300人	300人
(イ) 情報支援等事業					
①手話通訳設置事業	実施か所数		1か所	1か所	1か所
②手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数		290件	290件	290件
	利用件数		190件	190件	190件
③盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数		2,200件	2,200件	2,200件
(ウ) 障害者IT利活用推進事業					
①障害者ITサポートセンター運営事業	実施か所数		1か所	1か所	1か所
②パソコンボランティア養成・派遣事業	実施か所数		1か所	1か所	1か所
(エ) 社会参加促進事業					
①障害者社会参加推進センター運営事業	実施か所数		3か所	3か所	3か所
②身体障害者補助犬給付事業	給付者数		5人	5人	5人
③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施か所数		3か所	3か所	3か所
(オ) 権利擁護支援					
障害者虐待防止対策事業	実施か所数		1か所	1か所	1か所
	受講者数		100人	100人	100人

事業名	見込み	平成30年度	平成30年度	平成31年度
(カ) その他促進事業				
①工賃向上計画	実施か所数	1か所	1か所	1か所
②医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所
	養成者数(支援者)	120人	120人	120人
	養成者数(コーディネーター)	10人	10人	10人
③アルコール問題関連				
④心のバリアフリー推進事業支援事業	実施か所数	4か所	4か所	4か所
	養成見込数	50人	50人	50人
⑤特別促進事業(自閉症・発達障害支援)	実施か所数	5か所	5か所	5か所
⑥医療型短期入所事業所開設支援				

9 障がい福祉計画の期間及び見直しの時期

(1) 障がい福祉計画の期間

国の基本指針により、障がい福祉計画は、3年を1期として作成することとされているため、第5期障がい福祉計画の期間は、平成30年度から平成32年度までとします。

(2) 見直しの時期

第5期障がい福祉計画期間中に法の見直し等が行われた場合においては、必要に応じ、計画内容の見直しを行うこととします。

10 障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価

障がい福祉計画におけるサービス見込量や成果目標など計画の達成状況については、PDCAサイクルを活用し、各年度において、神奈川県障害者施策審議会及び県自立支援協議会に報告し、点検・評価を受けるとともに、その結果に基づいて、必要な見直しを行い、計画達成のための施策を充実するよう努めるものとします。

〔PDCAサイクル〕

Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)の流れを、計画に活かしていくプロセスのことをいいます。

障害保健福祉圏域ごとの計画の目標値等

I 平成 32 年度の数値目標

【1 福祉施設の入所者の地域生活への移行】

(単位：人)

障害保健福祉圏域	(基準) 平成 28 年度末 現在の施設 入所者数(A)	平成 32 年度末 までの地域生活 移行者数(B)	平成 32 年度末の 施設入所者数の 見込(C)	【目標値】 施設入所者の 減少見込 (A)－(C)
横 浜	1,465	134	1,465	0
川 崎	497	45	497	0
相 模 原	386	35	378	8
横 須 賀・三 浦	531	32	511	20
湘 南 東 部	443	34	440	3
湘 南 西 部	607	42	555	52
県 央	596	49	581	15
県 西	373	39	354	19
合 計	4,898	410	4,781	117
比 率	100%	8%	98%	2%

注：津久井やまゆり園再生基本構想等を踏まえ、県が新たな取組みを進めることによる地域生活への移行を目指す 63 人を除きます。

【2 福祉施設の利用者の一般就労への移行】

障害保健福祉圏域	(基準) 平成 28 年度に 福祉施設から一 般就労へ移行し た人数	【目標値】 平成 32 年度に福 祉施設から一般 就労へ移行する 人数
横 浜	490	781
川 崎	157	260
相 模 原	113	170
横 須 賀・三 浦	85	132
湘 南 東 部	97	146
湘 南 西 部	58	82
県 央	104	155
県 西	29	52
合 計	1,133	1,778
比 率	100%	157%

II 指定障害福祉サービス及び指定相談支援等の見込量

【訪問系サービス】

居宅介護等（ホームヘルプサービス等）のサービス見込量

（単位：時間分＝1カ月当たりの延べ利用時間）

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	時間	201,081	199,643	204,108	222,433	237,168	254,928
	人数	8,008	8,130	8,279	9,170	9,859	10,726
川 崎	時間	46,895	48,865	42,067	52,272	54,798	57,432
	人数	1,807	1,857	1,744	1,915	1,992	2,073
相 模 原	時間	40,703	42,668	45,010	46,982	48,896	50,842
	人数	1,028	1,054	1,085	1,124	1,161	1,199
横須賀・三浦	時間	20,413	21,027	22,102	22,435	23,313	24,022
	人数	1,024	1,034	1,085	1,116	1,152	1,188
湘南東部	時間	19,169	20,884	22,555	25,187	27,008	28,861
	人数	1,048	1,171	1,190	1,257	1,320	1,383
湘南西部	時間	17,055	11,889	11,979	12,481	12,942	13,354
	人数	579	6158	623	647	668	689
県 央	時間	21,469	22,165	22,115	23,358	24,716	25,852
	人数	923	930	980	1,040	1,100	1,163
県 西	時間	9,037	11,455	9,250	10,944	11,359	11,815
	人数	411	467	442	482	494	528
合 計	時間	375,822	378,596	379,185	416,092	440,200	467,106
	人数	14,828	467	15,428	16,751	17,746	18,949

【日中活動系サービス】

1 生活介護のサービス見込量

（単位：人日分＝1カ月当たりの延べ利用日数）

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人日	116,605	93,973	122,888	127,673	131,598	136,283
	人数	6,956	5,090	7,466	7,783	8,080	8,417
川 崎	人日	47,380	48,563	50,244	57,127	58,269	61,764
	人数	2,389	2,431	2,514	2,828	2,884	3,057
相 模 原	人日	27,970	28,867	27,493	27,790	28,070	28,368
	人数	1,512	1,548	1,571	1,588	1,604	1,621
横須賀・三浦	人日	29,193	30,697	31,650	32,981	34,101	35,222
	人数	1,585	1,653	1,700	1,750	1,801	1,852
湘南東部	人日	25,120	25,609	27,544	27,779	28,413	29,065
	人数	1,335	1,357	1,432	1,465	1,498	3,450
湘南西部	人日	24,484	26,189	26,201	27,147	27,848	28,552
	人数	1,229	1,296	1,333	1,368	1,403	1,439
県 央	人日	25,632	26,658	27,046	28,106	29,232	30,437
	人数	1,295	1,371	1,422	1,477	1,535	1,598
県 西	人日	14,860	15,226	15,455	16,073	16,611	17,169
	人数	730	742	769	803	825	848
合 計	人日	311,598	295,782	328,521	344,676	354,142	366,860
	人数	17,031	15,488	18,207	19,062	19,630	22,282

【日中活動系サービス】

2 自立訓練（機能訓練）のサービス見込量

（単位：人日分＝1カ月当たりの延べ利用日数）

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人日	497	603	511	511	511	511
	人数	29	35	30	30	30	30
川 崎	人日	197	66	61	65	65	65
	人数	19	10	9	9	9	9
相 模 原	人日	103	96	97	97	97	97
	人数	6	5	6	6	6	6
横須賀・三浦	人日	241	230	284	326	334	352
	人数	24	24	28	30	31	32
湘 南 東 部	人日	74	131	106	184	201	238
	人数	4	8	6	10	11	13
湘 南 西 部	人日	186	300	197	250	268	306
	人数	15	20	19	23	25	28
県 央	人日	223	191	221	328	328	328
	人数	14	13	14	19	19	19
県 西	人日	189	185	199	262	264	289
	人数	20	19	22	25	26	27
合 計	人日	1,710	1,802	1,676	2,023	2,068	2,186
	人数	131	134	134	152	157	164

【日中活動系サービス】

3 自立訓練（生活訓練）のサービス見込量

（単位：人日分＝1カ月当たりの延べ利用日数）

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人日	2,784	3,015	3,128	3,402	3,638	3,874
	人数	169	192	195	207	222	233
川 崎	人日	1,037	986	1,149	1,035	1,035	1,035
	人数	76	81	87	87	87	87
相 模 原	人日	778	753	893	893	893	893
	人数	42	43	47	47	47	47
横須賀・三浦	人日	597	525	518	633	665	697
	人数	43	41	42	59	62	65
湘 南 東 部	人日	358	191	559	755	833	924
	人数	20	13	35	44	47	52
湘 南 西 部	人日	287	235	265	324	342	384
	人数	13	13	15	18	19	21
県 央	人日	466	543	561	751	781	814
	人数	26	33	34	40	41	43
県 西	人日	494	413	366	442	435	435
	人数	19	19	17	21	21	21
合 計	人日	6,801	6,661	7,439	8,235	8,622	9,056
	人数	408	435	472	523	546	569

【日中活動系サービス】

4 就労移行支援のサービス見込量

(単位：人日分＝1カ月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人日	13,988	16,115	19,643	24,241	29,130	35,486
	人数	830	949	1,137	1,376	1,628	1,949
川 崎	人日	5,327	6,860	6,930	7,600	8,147	8,716
	人数	323	398	398	437	468	501
相 模 原	人日	3,542	3,446	3,570	3,716	3,863	4,010
	人数	217	205	219	228	237	246
横須賀・三浦	人日	2,400	2,879	2,929	3,623	4,001	4,364
	人数	142	168	474	223	248	273
湘 南 東 部	人日	3,374	3,886	4,183	4,920	5,504	6,133
	人数	188	223	237	261	291	325
湘 南 西 部	人日	2,534	2,389	2,455	2,566	2,673	2,769
	人数	127	136	176	181	187	193
県 央	人日	4,179	4,094	4,627	5,024	5,414	5,801
	人数	239	236	281	303	325	348
県 西	人日	1,068	971	1,403	1,965	2,122	2,243
	人数	58	57	74	101	110	116
合 計	人日	36,412	40,640	45,740	53,655	60,854	69,522
	人数	2,124	2,372	2,996	3,110	3,494	3,951

【日中活動系サービス】

5 就労継続支援A型のサービス見込量

(単位：人日分＝1カ月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人日	111,249	11,886	12,897	13,994	15,031	16,255
	人数	563	593	644	698	750	812
川 崎	人日	4,451	4,837	4,710	4,819	5,137	5,476
	人数	230	252	250	267	285	304
相 模 原	人日	2,509	3,102	3,177	3,177	3,177	3,177
	人数	131	158	167	167	167	167
横須賀・三浦	人日	2,067	2,419	2,593	2,696	2,866	3,040
	人数	106	121	135	139	148	157
湘 南 東 部	人日	1,572	1,645	1,781	1,995	2,131	2,286
	人数	86	88	94	102	109	117
湘 南 西 部	人日	1,671	1,786	1,786	1,905	1,975	2,045
	人数	81	91	144	110	114	118
県 央	人日	2,452	3,683	4,227	4,671	5,118	5,570
	人数	121	186	214	236	259	282
県 西	人日	220	702	736	812	945	1,089
	人数	12	37	37	42	49	57
合 計	人日	26,236	30,060	31,907	34,069	36,380	38,938
	人数	1,330	1,526	1,685	1,761	1,881	2,014

【日中活動系サービス】

6 就労継続支援B型のサービス見込量

(単位：人日分＝1カ月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人日	49,612	55,537	63,632	72,506	82,283	93,555
	人数	2,846	3,250	3,717	4,248	4,855	5,551
川 崎	人日	14,658	15,485	15,207	16,493	16,526	16,559
	人数	868	902	879	916	918	919
相 模 原	人日	14,925	15,963	15,601	15,909	16,217	16,525
	人数	894	953	994	1,013	1,033	1,053
横須賀・三浦	人日	13,757	13,006	13,481	14,666	15,619	16,572
	人数	717	774	827	883	939	995
湘南東部	人日	12,998	13,869	14,715	16,371	17,123	17,874
	人数	807	856	912	955	999	1,042
湘南西部	人日	16,511	16,903	18,611	19,476	20,151	20,858
	人数	933	1,025	1,124	1,165	1,207	1,250
県 央	人日	18,891	19,568	20,015	20,870	21,908	22,989
	人数	1,113	1,150	1,230	1,447	1,524	1,588
県 西	人日	12,272	13,139	13,224	14,524	15,290	16,048
	人数	710	755	792	838	880	917
合 計	人日	153,624	163,470	174,486	190,815	205,117	220,980
	人数	8,948	9,665	10,475	11,465	12,355	13,315

【日中活動系サービス】

7 就労定着支援のサービス見込量

(単位：人分＝利用人数)

障害保健 福祉圏域	単位	サービス見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
川 崎	人	415	479	542
相 模 原	人	142	156	170
横須賀・三浦	人	16	28	37
湘南東部	人	46	70	85
湘南西部	人	29	34	41
県 央	人	100	113	126
県 西	人	9	14	17
合 計	人			

※ 現時点で横浜市が未設定のため、合計も未設定です。

【日中活動系サービス】

8 療養介護のサービス見込量

(単位：人分＝利用人数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績(平成 29 年度は見込)			サービス見込量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
横 浜	人	197	225	249	281	281	281
川 崎	人	109	108	109	111	111	111
相 模 原	人	72	83	92	92	92	92
横須賀・三浦	人	80	87	110	121	128	135
湘 南 東 部	人	54	56	59	60	63	66
湘 南 西 部	人	64	67	69	73	75	77
県 央	人	73	77	81	85	88	91
県 西	人	59	60	62	65	67	69
合 計	人	708	763	831	888	905	922

【日中活動系サービス】

9 短期入所のサービス見込量

(単位：人日分＝1カ月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人日	6,785	7,078	7,253	8,000	8,000	8,000
	人数	1,191	1,259	1,323	1,400	1,400	1,400
川 崎	人日	2,546	2,738	2,531	2,865	3,151	3,467
	人数	443	473	482	573	630	693
相 模 原	人日	2,012	1,274	2,066	2,159	2,251	2,343
	人数	376	272	291	304	317	330
横須賀・三浦	人日	1,918	2,096	2,509	2,925	3,267	3,596
	人数	343	430	517	620	708	795
湘南東部	人日	1,630	1,757	1,881	2,079	2,220	2,353
	人数	306	338	366	389	412	443
湘南西部	人日	1,934	1,883	1,921	2,132	2,197	2,263
	人数	320	326	482	503	520	537
県 央	人日	2,524	2,537	2,559	2,807	2,945	3,080
	人数	362	388	440	466	493	523
県 西	人日	1,198	1,159	1,115	1,204	1,253	1,297
	人数	205	222	226	261	277	292
合 計	人日	20,547	20,522	21,835	24,171	25,284	26,399
	人数	3,546	3,708	4,127	4,516	4,757	5,013

障害保健 福祉圏域	単位	福祉型短期入所サービス見込量			医療型短期入所サービス見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人日	6,000	6,000	6,000	2,000	2,000	2,000
	人数	1,000	1,000	1,000	400	400	400
川 崎	人日	2,693	2,962	3,259	172	189	208
	人数	544	599	658	29	31	35
相 模 原	人日	1,961	2,047	2,133	198	204	210
	人数	271	283	295	33	34	35
横須賀・三浦	人日	2,825	3,156	3,477	100	111	119
	人数	571	647	723	49	61	72
湘南東部	人日	1,959	2,093	2,225	120	127	128
	人数	364	385	415	25	27	28
湘南西部	人日	2,032	2,091	2,155	100	106	108
	人数	465	481	497	38	39	40
県 央	人日	2,659	2,791	2,921	148	154	159
	人数	431	457	485	35	36	38
県 西	人日	1,124	1,173	1,217	80	80	80
	人数	244	260	275	17	17	17
合 計	人日	21,253	22,313	23,387	2,918	2,971	3,012
	人数	3,890	4,112	4,348	626	645	665

【居住系サービス】

1 共同生活援助（グループホーム）のサービス見込量

（単位：人分＝利用人数）

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績(平成 29 年度は見込)			サービス見込量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
横 浜	人	3,484	3,989	4,152	4,352	4,552	4,752
川 崎	人	1,068	1,114	1,099	1,189	1,279	1,369
相 模 原	人	604	636	687	722	757	802
横須賀・三浦	人	444	471	502	535	564	594
湘 南 東 部	人	446	478	512	539	563	588
湘 南 西 部	人	442	466	479	497	515	533
県 央	人	520	548	574	609	641	675
県 西	人	286	296	304	334	344	370
合 計	人	7,294	7,968	8,309	8,777	9,215	9,683

【居住系サービス】

2 施設入所支援（障害者支援施設における入所サービス）のサービス見込量

（単位：人分＝利用人数）

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績(平成 29 年度は見込)			サービス見込量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
横 浜	人	1,567	1,545	1,507	1,505	1,495	1,485
川 崎	人	524	511	511	518	518	518
相 模 原	人	406	384	384	382	380	378
横須賀・三浦	人	252	542	528	528	527	527
湘 南 東 部	人	440	439	443	442	441	440
湘 南 西 部	人	610	605	609	595	584	553
県 央	人	610	600	614	618	626	633
県 西	人	367	374	374	369	364	359
合 計	人	5,049	5,000	4,970	4,957	4,935	4,893

【居住系サービス】

3 自立生活援助のサービス見込量

（単位：人分＝利用人数）

障害保健 福祉圏域	単位	サービス見込量		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
横 浜	人	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
川 崎	人	49	55	61
相 模 原	人	19	19	19
横須賀・三浦	人	6	6	6
湘 南 東 部	人	11	11	14
湘 南 西 部	人	10	12	14
県 央	人	24	28	31
県 西	人	8	8	8
合 計	人			

※ 現時点で横浜市が未設定のため、合計も未設定です。

【指定計画相談支援】

指定計画相談支援の見込量

(単位：人分＝利用人数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人	4,777	5,662	24,500	22,000	23,000	24,000
川 崎	人	2,731	2,818	6,254	6,400	6,600	6,800
相 模 原	人	386	430	490	520	550	580
横須賀・三浦	人	440	514	570	583	641	699
湘南東部	人	245	292	1,753	1,989	2,244	2,498
湘南西部	人	601	631	1,509	1,563	1,626	1,691
県 央	人	453	484	1,002	1,094	1,172	1,250
県 西	人	254	362	439	462	489	517
合 計	人	9,887	11,193	36,517	34,611	36,322	38,035

【指定地域相談支援】

地域移行支援の見込量

(単位：人分＝年間の利用人数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人	18	19	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
川 崎	人	21	11	5	23	23	23
相 模 原	人	7	9	9	9	9	9
横須賀・三浦	人	4	2	2	6	8	10
湘南東部	人	1	1	1	9	11	13
湘南西部	人	4	2	2	5	5	5
県 央	人	4	3	2	15	24	25
県 西	人	0	2	3	9	13	17
合 計	人	59	49	24			

※ 現時点で横浜市が未設定のため、合計も未設定です。

地域定着支援の見込量

(単位：人分＝年間の利用人数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人	23	20	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
川 崎	人	1	2	5	9	9	9
相 模 原	人	5	5	5	5	5	5
横須賀・三浦	人	1	2	2	6	8	10
湘南東部	人	8	0	2	11	15	19
湘南西部	人	1	3	1	5	5	5
県 央	人	0	0	1	19	23	26
県 西	人	0	0	1	8	8	9
合 計	人	39	32	17			

※ 現時点で横浜市が未設定のため、合計も未設定です。

Ⅲ 指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の見込量

【障害児通所支援】

児童発達支援の見込量

(単位：人日分＝1カ月当たりの延べ利用日数)

障害保健福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人日	12,529	14,690	16,750	19,083	21,000	現時点未設定
	人数	2,011	2,455	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
川 崎	人日	7,021	9,409	8,632	3,558	4,217	5,015
	人数	1,132	1,731	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
相 模 原	人日	2,300	3,432	3,199	3,391	3,584	3,776
	人数	359	467	516	547	578	609
横須賀・三浦	人日	1,989	2,198	2,877	2,409	2,541	2,670
	人数	248	352	411	411	441	472
湘 南 東 部	人日	3,928	4,472	4,952	5,856	6,549	7,243
	人数	435	519	573	650	728	806
湘 南 西 部	人日	2,775	2,950	3,068	3,098	3,172	3,246
	人数	447	484	452	478	489	500
県 央	人日	3,743	4,257	4,569	4,910	5,328	5,761
	人数	632	750	779	826	897	972
県 西	人日	2,470	2,172	2,360	2,690	2,880	3,074
	人数	315	326	259	305	324	346
合 計	人日	36,755	43,580	46,407	46,407	44,995	49,271
	人数	5,579	7,084	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定

※ 現時点で横浜市、川崎市が未設定のため、合計も未設定です。

医療型児童発達支援の見込量 (単位：人日分＝1カ月当たりの延べ利用日数)

障害保健福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人日	1,341	1,571	1,583	1,583	1,583	1,583
	人数	198	173	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
川 崎	人日	282	382	398	448	448	448
	人数	51	58	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
相 模 原	人日	329	339	360	360	360	360
	人数	28	29	30	30	30	30
横須賀・三浦	人日	167	130	163	163	163	163
	人数	16	18	18	18	18	18
湘 南 東 部	人日	0	0	0	20	20	40
	人数	0	0	0	1	1	2
湘 南 西 部	人日	0	0	0	12	12	12
	人数	0	0	0	2	2	2
県 央	人日	0	0	0	9	10	11
	人数	0	0	0	2	2	2
県 西	人日	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
合 計	人日	2,119	2,442	2,504	2,595	2,596	2,617
	人数	293	278	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定

※ 現時点で横浜市、川崎市が未設定のため、合計も未設定です。

放課後等デイサービスの見込量

(単位：人日分＝1カ月当たりの延べ利用日数)

障害保健福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横浜市	人日	34,228	43,428	54,667	60,000	70,000	0
	人数	3,436	5,982	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
川崎市	人日	10,777	17,043	18,801	24,546	30,517	37,927
	人数	988	1,897	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
相模原	人日	11,133	9,158	12,928	13,726	14,524	15,322
	人数	910	1,089	1,134	1,204	1,274	1,344
横須賀・三浦	人日	5,983	8,563	10,863	12,601	14,170	15,747
	人数	675	870	1,069	1,219	1,369	1,519
湘南東部	人日	7,300	9,402	10,911	12,103	13,287	14,470
	人数	734	915	1,086	1,206	1,326	1,446
湘南西部	人日	6,698	8,289	9,187	9,596	10,361	11,126
	人数	707	822	973	1,052	1,134	1,216
県央	人日	7,905	9,812	11,677	12,915	13,869	14,819
	人数	1,112	1,358	1,625	1,809	1,996	2,189
県西	人日	3,707	4,761	5,564	5,660	5,832	6,060
	人数	323	430	462	456	471	487
合計	人日	87,731	110,456	134,598	151,147	172,560	115,471
	人数	8,885	13,363	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定

※ 現時点で横浜市、川崎市が未設定のため、合計も未設定です。

保育所等訪問支援の見込量

(単位：人日分＝1カ月当たりの延べ利用日数)

障害保健福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横浜市	人日	6	10	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
	人数	6	7	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
川崎市	人日	0	2	22	25	35	45
	人数	0	1	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
相模原	人日	10	14	17	22	28	36
	人数	10	13	17	22	28	36
横須賀・三浦	人日	6	3	6	10	52	60
	人数	5	3	5	5	26	30
湘南東部	人日	20	21	12	29	49	68
	人数	20	14	9	16	27	38
湘南西部	人日	20	18	28	48	55	62
	人数	11	12	16	22	26	30
県央	人日	32	23	39	46	54	62
	人数	26	21	34	37	43	48
県西	人日	4	2	10	17	20	23
	人数	4	2	10	15	18	21
合計	人日	107	93	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
	人数	82	73	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定

※ 現時点で横浜市、川崎市が未設定のため、合計も未設定です。

居宅訪問型児童発達支援の見込量

(単位：人日分＝1カ月当たりの延べ利用日数)

障害保健 福祉圏域	単位	サービス見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人日	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
	人数	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
川 崎	人日	215	235	260
	人数	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
相 模 原	人日	24	24	24
	人数	2	2	2
横須賀・三浦	人日	5	29	32
	人数	1	7	8
湘南東部	人日	45	54	62
	人数	7	8	9
湘南西部	人日	11	11	11
	人数	3	3	3
県 央	人日	9	11	13
	人数	4	5	6
県 西	人日	6	6	6
	人数	3	3	3
合 計	人日	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
	人数	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定

※ 現時点で横浜市、川崎市が未設定のため、合計も未設定です。

【障害児相談支援】

障害児相談支援の見込量

(単位：人分＝利用人数)

障害保健 福祉圏域	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横 浜	人	2,449	444	3,950	5,700	6,400	7,000
川 崎	人	1,620	1,804	1,825	3,558	4,217	5,015
相 模 原	人	100	168	188	208	228	248
横須賀・三浦	人	75	141	220	297	363	429
湘南東部	人	88	118	499	588	679	769
湘南西部	人	76	675	975	995	1,054	1,112
県 央	人	154	160	184	211	237	264
県 西	人	83	123	118	157	170	189
合 計	人	5,286	3,633	7,959	11,714	13,348	15,026

【障害児入所支援】

福祉型障害児入所支援の見込量

(単位：人分＝利用人数)

措置及び支給 決定権者	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横浜市	人	149	159	251	277	277	277
川崎市	人	45	42	38	53	53	53
相模原市	人	47	46	45	45	45	45
横須賀市	人	22	21	22	22	22	22
県	人	222	212				
合計	人	485	480	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定

※ 現時点で横浜市が未設定のため、合計も未設定です。

医療型障害児入所支援の見込量

(単位：人分＝利用人数)

措置及び支給 決定権者	単位	利用実績(平成29年度は見込)			サービス見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
横浜市	人	77	82	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定
川崎市	人	12	14	13	25	25	25
相模原市	人	13	5	10	10	10	10
横須賀市	人	10	11	11	11	11	11
県	人	72	72				
合計	人	184	184	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定	現時点未設定

※ 現時点で横浜市が未設定のため、合計も未設定です。

参考 身体障害者手帳交付者、知的障害児者把握数、精神保健福祉手帳交付者数等

身体障害者手帳交付者数

平成 29 年 3 月 31 日現在 (単位：人)

地 域	総 数	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言 語 ・そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害
政 令 市	156,314	9,915	13,572	1,624	80,066	51,137
中 核 市	13,650	909	1,247	147	6,775	4,572
政令市・ 中核市を 除く県計	99,707	7,076	8,969	1,563	52,304	29,795
県 計	269,671	17,900	23,788	3,334	139,145	85,504

知的障害児者把握数

平成 29 年 3 月 31 日現在 (単位：人)

地 域	総 数	18 歳以上(65 歳以上内数)				(18 歳未満)			
		重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計
政令市	42,233	11,121 (682)	6,501 (414)	7,297 (117)	24,919 (1,213)	5,482	3,021	8,811	17,314
中核市	2,874	1,043 (85)	644 (89)	436 (17)	2,123 (191)	233	107	411	751
政令市・ 中核市を 除く県計	18,777	5,700 (466)	3,609 (312)	3,108 (116)	12,417 (894)	1,560	1,290	3,510	6,360
県 計	63,884	17,864 (1,233)	10,754 (815)	10,841 (250)	39,459 (2,298)	7,275	4,418	12,732	24,425

精神保健福祉手帳交付者数等

平成 29 年 3 月 31 日現在 (単位：人)

地 域	政 令 市	中 核 市	政令市・中核市 を 除 く 県 計	県 計
精神障害者保健 福祉手帳交付者数	50,602	3,471	20,192	74,265
自立支援医療件数	89,469	6,196	39,000	134,665

神奈川県障害福祉計画の改定に関する主な経過

白紙



神奈川県

保健福祉局福祉部障害福祉課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話(045)210-4703(直通)